

第2期
錦江町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

～ 地域・人・自然を活かした子育てのまち・錦江 ～



令和2年3月
錦江町

はじめに

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、子育てを取り巻く地域や家庭環境が大きく変化する中で、共働き世帯は増加し、子育ての負担や不安、孤立感が高まり、教育・保育や地域における子育て支援などへのニーズが多様化しております。



錦江町では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、保育所等の整備や地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業などについて、平成27年度から令和元年度までの5年間の計画期間とする「錦江町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたちの健やかな成長や、その親が安心して子育てできる環境づくりを目指して、地域の皆さんと共に協働し推進してまいりました。

この子ども・子育て支援事業計画が令和2年3月で計画期間が終了となることから、これまで推進してきた子ども・子育て支援の更なる充実を図るとともに、「子ども・子育て支援法」の改正により令和元年10月からスタートした「幼児教育・保育の無償化」についての取り組みも推進していくため、令和2年度から6年度までの5年間の新たな計画期間とする「第2期錦江町子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

第1期計画で掲げた「地域・人・自然を活かした子育てのまち・錦江」を継承し、第2期計画の基本理念にします。子育てを社会的に支援する体制を推進し、教育・保育等の内容や地域における子育て支援の充実に努めるなど、安全・安心でいきいきと子育てができる環境づくりを進め、“小さな町から日本へ、世界へ情報を発信できる町、日本一住みやすい町、錦江町”を目指してまいります。

最後に、今回の計画策定にあたり、貴重なご意見をいただきました「錦江町子ども・子育て会議」の皆様をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査などにご協力をいただきました子育て世帯の皆様には厚くお礼を申し上げます。

令和2年3月

錦江町長 木場 一昭

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画の趣旨	1
(1) 就学前の保育・教育の状況	1
(2) 母子保健の状況	2
(3) 教育の状況	2
2 計画の位置づけ.....	3
3 計画の期間	5
4 計画の策定	5
(1) 子ども・子育て支援会議の設置	5
(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施	6
第2章 錦江町を取り巻く状況.....	7
1 少子化の動向.....	7
(1) 総人口と年少人口の推移	7
(2) 出生の動向	8
(3) 婚姻、離婚の動向	10
2 世帯の状況	11
(1) 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移	11
(2) 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移.....	11
(3) 母子世帯の推移	12
(4) 父子世帯の推移	12
3 就労の状況	13
(1) 男女別就労の状況	13
(2) 産業・雇用の状況	14
4 母子保健に関する状況.....	15
(1) 乳児（3～4か月児）健康診査受診率	15
(2) 1歳6か月児健康診査受診率	15
(3) 3歳児健康診査受診率	15
(4) 1歳6か月児むし歯有病者率	16
(5) 3歳児むし歯有病者率	16
(6) 予防接種実施状況	16
5 次世代育成支援行動計画関連事業の評価.....	17
(1) 計画レベルの評価	18
(2) 施策レベルの評価指標	18

第3章 基本理念・基本目標について.....	21
1 基本理念	21
2 基本目標	22
3 基本的な視点.....	23
4 制度の事業体系.....	25
(1) 子どものための教育・保育給付	26
(2) 地域子ども・子育て支援事業	27
(3) 保育の必要性の認定について	30
(4) 幼児教育・保育の無償化の主な例	31
5 施策体系	32
第4章 基本目標ごとの取り組み.....	33
基本目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供.....	33
1-1 幼児期の学校教育・保育提供体制の充実	33
基本目標2 地域における子育て支援の充実.....	43
2-1 地域における子育て支援サービス	43
2-2 家庭や地域の教育力の向上	44
2-3 親の心構え準備の普及啓発や不安・課題の軽減	46
基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援.....	49
3-1 子どもと母親の健康の確保	49
3-2 食育の推進	52
3-3 思春期対策	55
3-4 医療体制の充実	57
基本目標4 職業生活と家庭生活の両立.....	58
4-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	58
4-2 仕事と子育ての両立の推進	60
基本目標5 子どもの権利を尊重する社会.....	61
5-1 児童虐待防止対策の充実	61
5-2 子どもの貧困対策	63
5-3 ひとり親家庭への支援について	63
5-4 障がい児施策の充実	65
5-5 子育て家庭の負担軽減	67
基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備.....	69
6-1 良質な居住環境の確保	69
6-2 安全・安心のまちづくりの推進	70
6-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	71

第5章 事業計画.....	73
1. 教育・保育提供区域の設定.....	73
2. 教育・保育の量の見込みと確保方策及び提供時期.....	73
2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み.....	73
2-2 計画期間における児童人口推計.....	74
2-3 現在の教育・保育利用状況と今後の推計.....	75
2-4 計画期間中の教育・保育の量の見込み.....	75
2-5 1号認定+2号認定(教育ニーズ)の確保方策.....	76
2-6 2号認定(保育ニーズ)の確保方策.....	76
2-7 3号認定(0歳児、1-2歳児)の確保方策.....	77
2-8 保育利用率の目標設定について.....	77
3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策及び提供時期.....	78
3-1 時間外保育事業(延長保育事業).....	78
3-2 一時預かり事業.....	78
3-3 地域子育て支援拠点事業.....	79
3-4 病児・病後児保育事業.....	79
3-5 利用者支援事業.....	79
3-6 放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ).....	80
3-7 妊婦健康診査.....	80
3-8 乳児家庭全戸訪問事業.....	81
3-9 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業).....	81
3-10 養育支援訪問事業.....	81
3-11 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業).....	82
3-12 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	82
3-13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	82
4. その他の項目.....	83
4-1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保.....	83
4-2 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施(新・放課後子ども総合プラン).....	83
4-3 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保.....	85
4-4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携.....	85
4-5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援.....	85
4-6 子育てのための施設等利用給付(新規).....	86

第6章 計画の推進体制.....	87
1 計画の推進	87
2 計画の進行管理.....	87
3 次世代育成支援対策行動計画関連事業の指標.....	88
(1) 計画レベルの指標	88
(2) 施策レベルの評価指標	88
資料編.....	89
1 子ども・子育て支援法の抜粋.....	89
2 錦江町子ども・子育て会議条例.....	93

総論

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

現在、出生率の低下に伴い、少子化が進んでいます。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされており、就学前の保育・教育の充実、母子保健の充実、児童・保護者・地域住民への教育の充実等を目的とした計画を目指します。

(1) 就学前の保育・教育の状況

町には、就学前の児童の教育・保育を担う社会資源として、現在4つの保育園と2つの幼稚園があります。ここでは、それぞれの園の特徴、地域の特性を活かした事業が展開されています。

例えば、利用数20～30名程度と小規模な園においては、園児と保護者だけでなく、その祖父母の代から受け入れ続けてきた歴史、ともに歩み続けた時間が基盤となり、児童の個別性を重視した教育・保育が提供されています。

また、基盤の大きな園では、10年以上前から独自に農園を取得し、からいも、トマト、ピーマン、なす、稲作などを行い、そこで育てる、収穫する、食すという一連の食育の機会を提供しています。さらに、農園の維持に地域の高齢者が活躍しており、肥料をまいてくれる方、草刈りをしてくれる方など協力関係があります。

さらには、本町の生活環境だけでなく、保育・教育環境のよさが気に入って移住・Uターンしてきたという方もいます。

一方で、小規模な園では、経営・運営に大きな課題があり、収入が安定しない、保育士の確保が難しい、新卒採用を行いたくともできないなど厳しい側面もあります。さらには、保育士の業務量が増加しており、保育士業務終了後に書類作成などで残業が続くなど就業環境の改善、悩みや相談ができる場・機会の創出が必要となっています。

また、外遊びの時間、散歩や川遊びの時間など、さまざまな体験の機会を提供

したいと思っけていても、リスクマネジメント、職員配置などから簡単には実施できない状況となりつつあります。

(2) 母子保健の状況

健康づくり（母子保健）では、産婦人科・小児科といった専門医療機関がない本町ですが、地元医療機関・医師会病院との連携、鹿屋市内の産婦人科・小児科との連携、大隅広域夜間急病センターとの連携を行っています。

さらに、本町独自の取組として、小児科オンライン（平成30年6月）、産婦人科オンライン（平成31年1月）のサービスを提供することで、電話・インターネットを通じた相談先を確保するとともに、産婦健診（平成31年4月）、産後ケア事業（平成31年4月）を開始し、産後うつ対策に積極的に取り組んでいます。

また、母子健診では、平成30年度のすべての母子健診で受診率100%を達成しました。

これは、第一に、保護者の意識が変わり、すべての保護者に健診の重要性を理解してもらえたことが要因と考えられます。

その背景としては、本町保健師の取り組みで、保育機関や支援センターと連携し、受診に向けた声掛けや電話、手書きの手紙送付、保育園を訪問しお迎えの時間に合わせて面談するなど、ひたすらフォロー、追跡を行ったこと、さらには、仮に健診に行けないという場合には、個別訪問をして次回受診につなげるなどの対応を行うなど、地道な保健活動の積み重ねがあつて達成できたものと考えます。

(3) 教育の状況

本町では教育に関する最上位計画である、錦江町教育振興基本計画の見直しを行い、基本目標を以下のように修正しました。

新：あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり

前：あしたをひらく心豊かな人づくり

この「たくましさ」という言葉を基本目標に追加することで、これからの本町教育の新しい方向性を打ち出したものとなります。

教育の現場では、本町では、外国語教育充実のためにALT（外国語指導助手）を全小・中学校に週1回は派遣しています。さらに、平成30年度からは小学校5～6年生の英語教育は、中学校の英語教員が小学校の英語担当として教壇に立っています。そして、担任教員とともに小学校3～4年生の外国語活動の授業にはAEA（英語指導講師）を配置し、質の高い外国語教育の提供を行っています。

また、人権同和教育の充実にも力を入れており、「人権の花」運動をとおり、思いやりの心を育み、ネット社会における問題をテーマに生徒や保護者を対象に情報モラル講演会も開催しています。

さらに、私たちの周りの人権同和教育について、家庭教育学級や高齢者学級で考える機会を提供しています。人権同和教育については、継続して様々な職場でも、「もしかしてこれも人を傷つけることなの？」と、気づくための話し合いなどが定着するよう周知啓発に取り組むこととしています。

各学校においては、特別活動や総合的な学習の時間等との連携を図り、体験活動やボランティア活動、郷土学習等を通じた豊かな心の育成に努めてきました。

2 計画の位置づけ

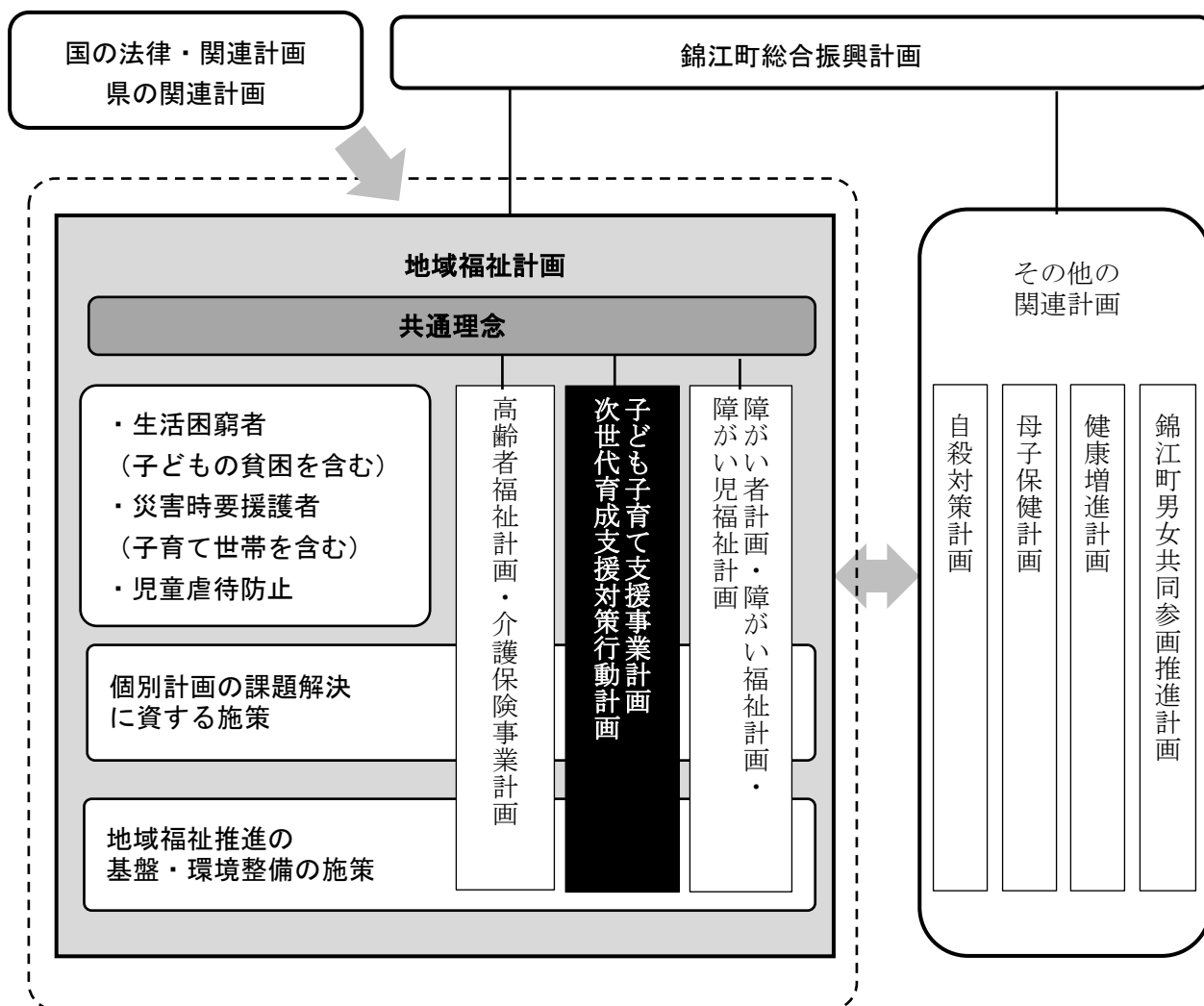
本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、基本理念および子ども・子育て支援の意義を踏まえ策定するものです。

【子ども・子育て支援法の基本理念】

- 1 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。
- 2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。
- 3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

第2期錦江町子ども・子育て支援事業計画等の作成に当たっては、国及び鹿児島県が策定した子ども・子育て関連計画や、錦江町の上位計画である「総合振興計画」、努力義務となった「地域福祉計画」、新・放課後子ども総合プランと連携する「次世代育成支援行動計画」、要保護児童と関連した「障がい児福祉計画」、子どもと母親の健康をまもる「母子保健計画」、男女共同参画の社会づくりを目指す「男女共同参画プラン」や、その他の子ども・子育て支援に関する事項を定める計画、子どもの権利条約が定める子どもの人権の尊重と子どもの最善な利益を考慮して策定しました。

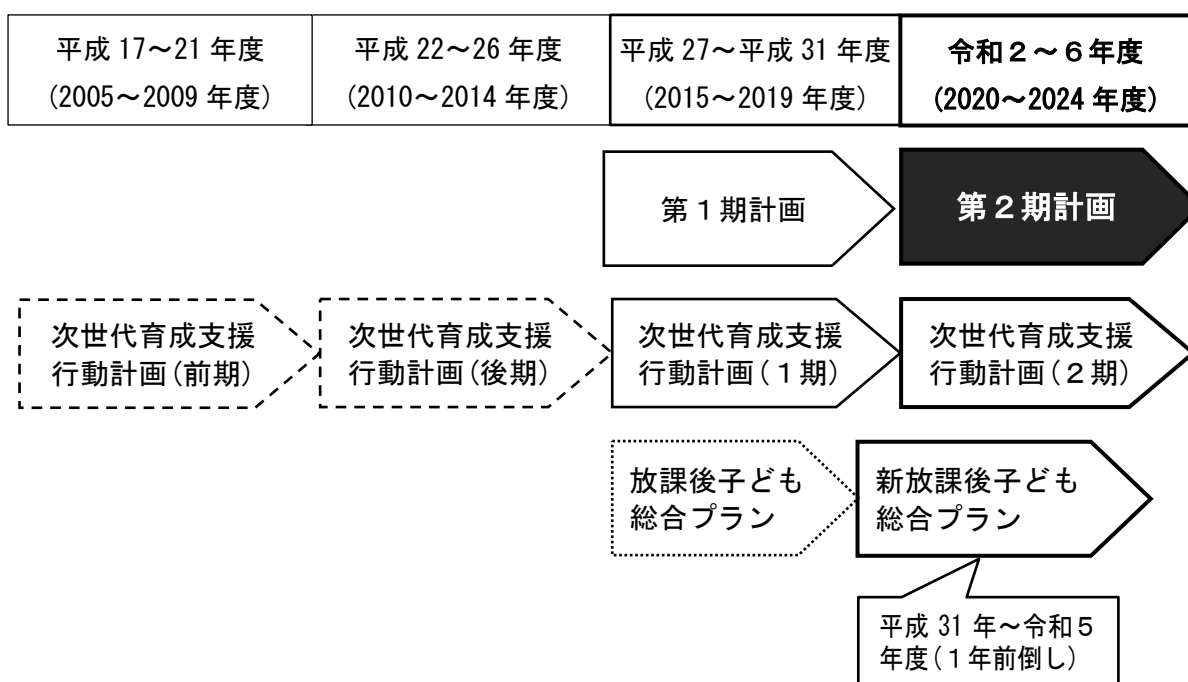
図表 1-1 計画の位置づけ図



3 計画の期間

第2期錦江町子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和2年度から令和6年度の5年間といたします。必要により、中間年の令和4年度に見直しの検討を行います。

図表 1-2 計画の期間



4 計画の策定

(1) 子ども・子育て支援会議の設置

本計画の内容を審議するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する「錦江町子ども・子育て会議」を設置し、子どもの保護者、学識経験者、教育委員会、事業所、子ども・子育て支援に関する従事者、公募による町民などの委員による議論を行ってきました。

(2) 子ども・子育て支援ニーズ調査の実施

●調査の目的

子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)に基づき、平成31年度に子ども・子育て支援事業計画を見直すにあたり、既存データでは把握困難な教育・保育事業等の潜在的なニーズ(サービスの利用意向・子育てに関する意識等)や、子どもおよびその保護者のおかれた環境やその他の事情等を調査・分析し、計画の基礎資料とすることを目的としています。

●調査対象者

「就学前児童調査」は錦江町在住の就学前児童(末子を対象)の保護者。
「放課後児童クラブ利用者」は錦江町在住の放課後児童クラブ児童の保護者。

●調査の時期

平成30年12月

●調査の配布・回収方法

	就学前児童	放課後児童クラブ利用者
配布方法	幼稚園・保育園等を通じた配布 または郵送による配布	放課後児童クラブを通じた配布
回収方法	幼稚園・保育園等を通じた回収 または郵送による回収	放課後児童クラブを通じた回収
抽出方法	末子を対象として、全数調査	放課後児童クラブ利用者
配布数	173件	98件
回収数	164件	73件
回収率	94.8%	74.5%

第 2 章

錦江町を取り巻く状況

第2章 錦江町を取り巻く状況

1 少子化の動向

(1) 総人口と年少人口の推移

国勢調査によれば、錦江町の総人口は、平成27年が7,923人で、10年前の平成17年と比較してから2,092人減少しています。

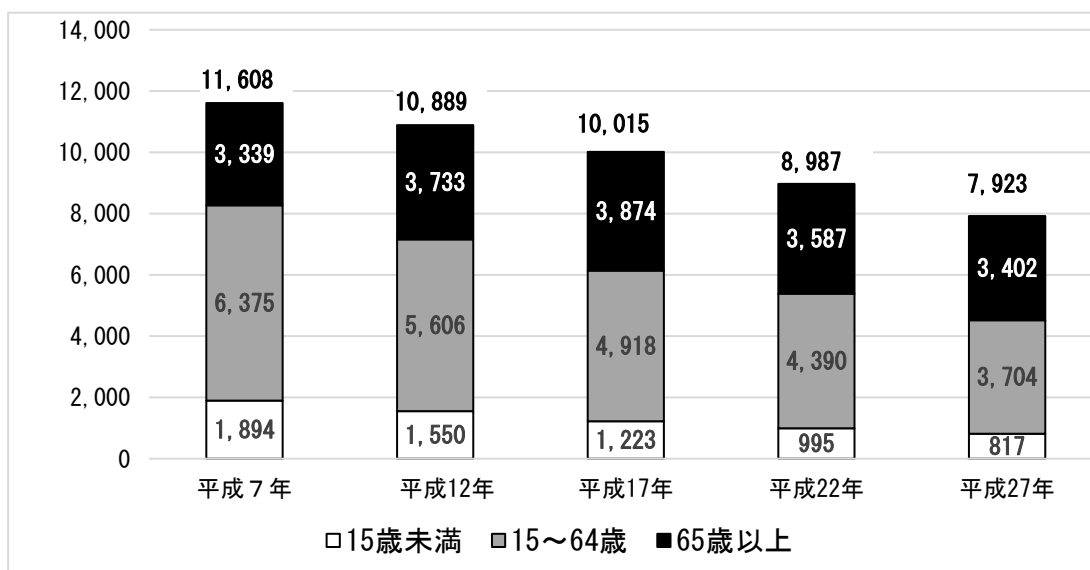
年少人口（15歳未満）は、平成17年の1,223人が平成27年は817人で406人減少しています。生産人口（15～64歳）も減少傾向で推移し、増加傾向であった高齢人口（65歳以上）も平成17年を境に減少傾向となっていますが、高齢化率は上昇傾向にあります。

図表 2-1 総人口と年少人口の推移

単位：人、%

区 分		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	人数(人)	11,608	10,889	10,015	8,987	7,923
年少人口 (15歳未満)	人数(人)	1,894	1,550	1,223	995	817
	比率(%)	16.3	14.2	12.2	11.1	10.3
生産人口 (15～64歳)	人数(人)	6,375	5,606	4,918	4,390	3,704
	比率(%)	54.9	51.5	49.1	48.8	46.7
高齢人口 (65歳以上)	人数(人)	3,339	3,733	3,874	3,587	3,402
	比率(%)	28.8	34.3	38.7	39.9	42.9

資料：国勢調査区分人口（各年10月）



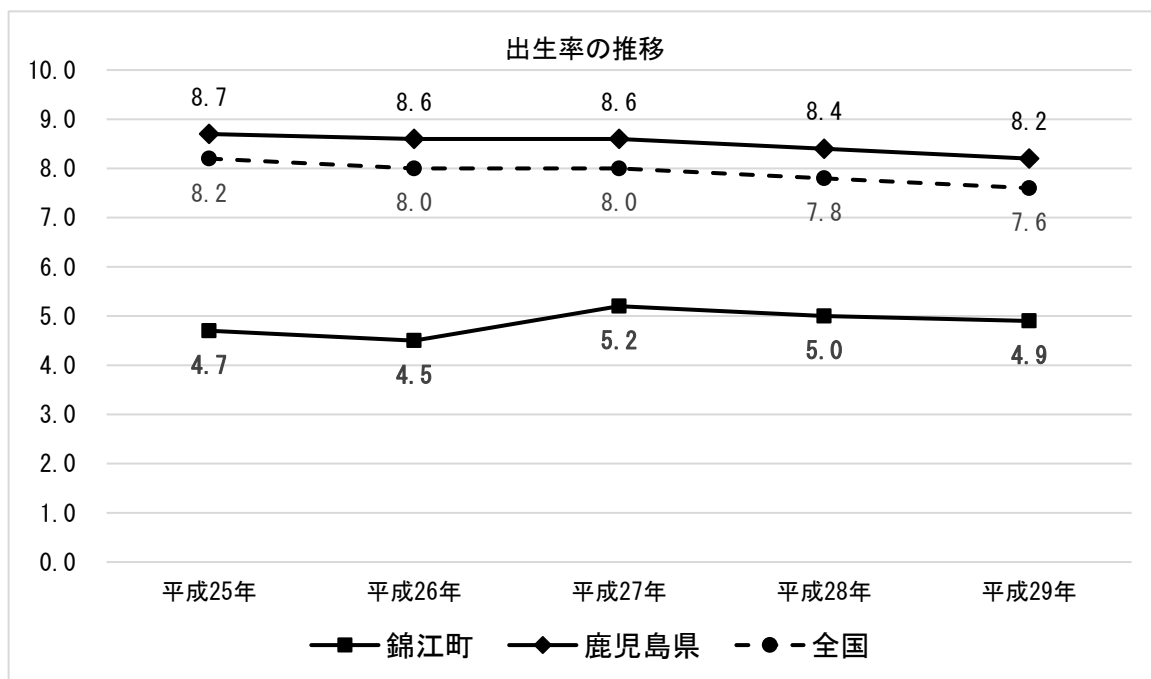
(2) 出生の動向

錦江町の人口千人あたりの出生率（‰：パーミル）は、平成25年の4.7から、平成27年では5.2と増加しましたが、平成29年は4.9と減少傾向となっています。国や県と比較すると低い水準が続いています。

図表 2-2 出生数・率の推移 単位：人、‰（パーミル、千分率）

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
錦江町	出生数（人）	39	37	41	39	37
	出生率（‰）	4.7	4.5	5.2	5.0	4.9
鹿児島県	出生数（人）	14,637	14,236	14,125	13,688	13,209
	出生率（‰）	8.7	8.6	8.6	8.4	8.2
全国	出生数（人）	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,065
	出生率（‰）	8.2	8.0	8.0	7.8	7.6

資料：鹿児島県人口動態調査（各年10月）



また、1人の女性が生涯に生む子どもの数を示す合計特殊出生率（15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもの）は、平成25年に1.23であったものが平成29年には1.42と増加していますが、国や県と比較して低くなっています。

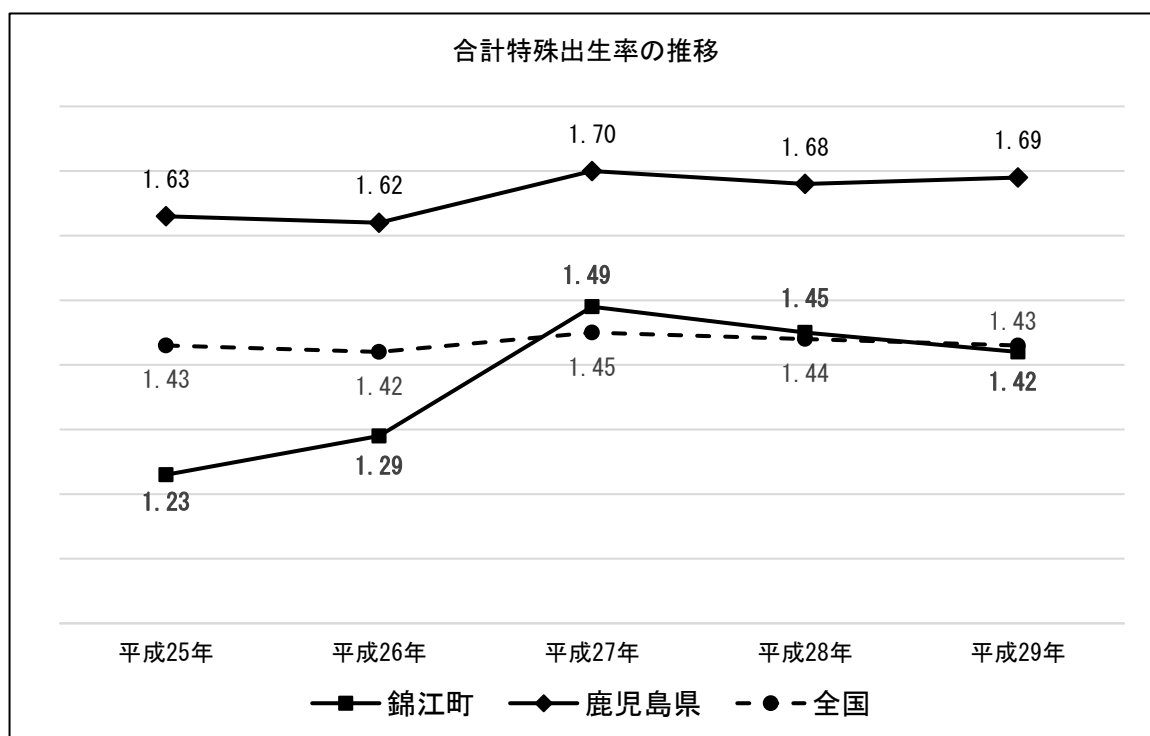
なお、本項に記載した合計特殊出生率は、本町が独自に試算したもので、国や県が示すものと、算出方法は同一ですが、算出基準日が異なる場合があるため、差異が発生する場合があります。

人口を維持するのに必要とされる合計特殊出生率は2.08とされています。

図表 2-3 合計特殊出生率の推移

区 分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
錦江町 15-49歳女性人口	1,178	1,131	1,068	1,039	993
錦江町 出生数	39	37	41	39	37
錦江町 合計特殊出生率	1.23	1.29	1.49	1.45	1.42
鹿児島県 合計特殊出生率	1.63	1.62	1.70	1.68	1.69
全国 合計特殊出生率	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43

資料：鹿児島県人口動態調査（各年10月）・本町保健福祉課



* 合計特殊出生率は、分母の人口数を出産可能年齢（15～49歳）の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯、何人の子どもを産むのかを推計したものです。

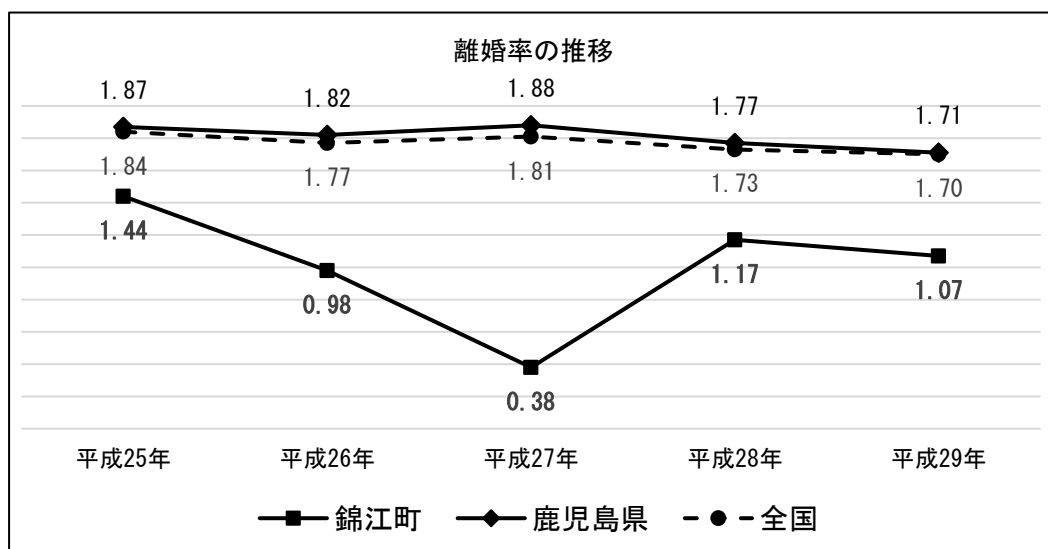
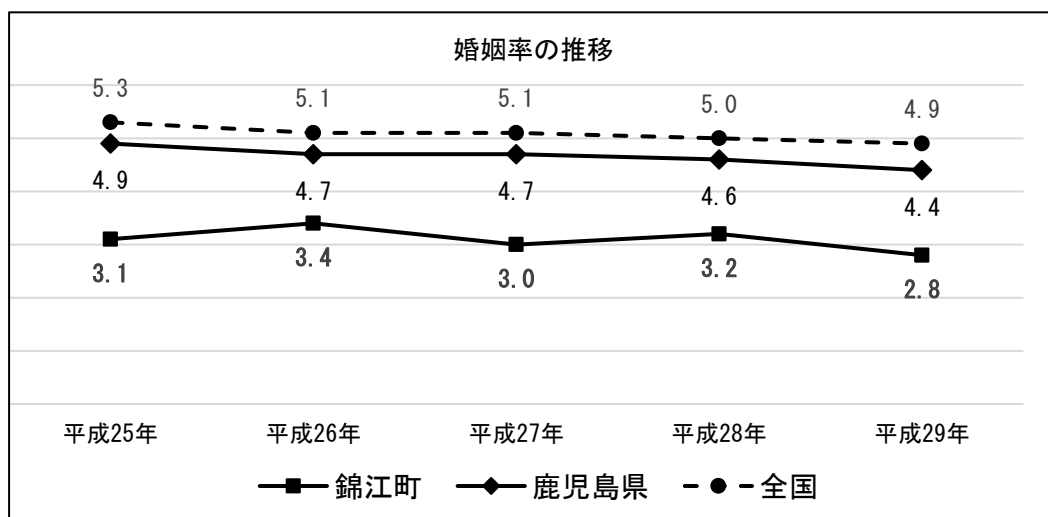
(3) 婚姻、離婚の動向

錦江町の人口千人あたりの婚姻率（‰：パーミル）は、平成25年の3.1から、平成26年には3.4と増加しましたが、その後は減少傾向となっており、国や県と比較すると低い水準が続いています。

図表 2-4 婚姻、離婚の動向 単位：‰（パーミル、千分率）

区 分		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
錦江町	婚姻率	3.1	3.4	3.0	3.2	2.8
	離婚率	1.44	0.98	0.38	1.17	1.07
鹿児島県	婚姻率	4.9	4.7	4.7	4.6	4.4
	離婚率	1.87	1.82	1.88	1.77	1.71
全国	婚姻率	5.3	5.1	5.1	5.0	4.9
	離婚率	1.84	1.77	1.81	1.73	1.70

資料：鹿児島県人口動態調査（各年10月）



2 世帯の状況

(1) 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移

6歳未満の子どものいる一般世帯数は、平成27年の国勢調査では217世帯で平成22年から34世帯の減少となっています。

一方、1世帯あたりの人員及び1世帯当たりの6歳未満人員は横ばい傾向で推移しています。

図表 2-5 6歳未満の子どものいる一般世帯の推移 単位：人、世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	2,054	1,526	1,250	1,112	971
6歳未満子ども人員	632	504	391	349	305
世帯数	450	349	286	251	217
世帯あたり人員	4.6	4.4	4.4	4.4	4.5
世帯あたりの6歳未満人員	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移

18歳未満の子どものいる一般世帯数は、平成27年の国勢調査では348世帯で平成22年から309世帯の減少となっています。

一方、1世帯あたりの人員及び1世帯当たりの18歳未満人員は横ばい傾向で推移しています。

図表 2-6 18歳未満の子どものいる一般世帯の推移 単位：人、世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
世帯人員	4,840	4,165	3,355	2,694	1,514
18歳未満子ども人員	2,206	1,890	1,505	1,211	639
世帯数	1,100	982	794	657	348
世帯あたり人員	4.4	4.2	4.2	4.1	4.4
世帯あたりの18歳未満人員	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(3) 母子世帯の推移

母子世帯数は、平成27年の国勢調査では37世帯で平成22年から8世帯の減少となっています。

一方、1世帯あたりの人員及び母子世帯の割合は横ばい傾向で推移しています。

図表2-7 母子世帯の推移

単位：人、世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
母子世帯	45	57	50	45	37
母子世帯人員	128	170	155	114	99
世帯あたり人員	2.8	3.0	3.1	2.5	2.7
一般世帯数	4,379	4,305	4,083	3,788	3,442
母子世帯の割合	1.0%	1.3%	1.2%	1.2%	1.1%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(4) 父子世帯の推移

父子世帯数は、平成27年の国勢調査では12世帯で平成22年から1世帯の増加となっています。

一方、1世帯あたりの人員及び父子世帯の割合は横ばい傾向で推移しています。

図表2-8 父子世帯の推移

単位：人、世帯

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
父子世帯	15	16	9	11	12
父子世帯人員	40	40	25	28	32
世帯あたり人員	2.7	2.5	2.8	2.5	2.7
一般世帯数	4,379	4,305	4,083	3,788	3,442
父子世帯の割合	0.3%	0.4%	0.2%	0.3%	0.3%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

3 就労の状況

(1) 男女別就労の状況

平成27年国勢調査における本町の全就業者数は3,533人で、就業率は49.7%となっており、男女別就業率は、男性60.0%、女性40.9%となっています。

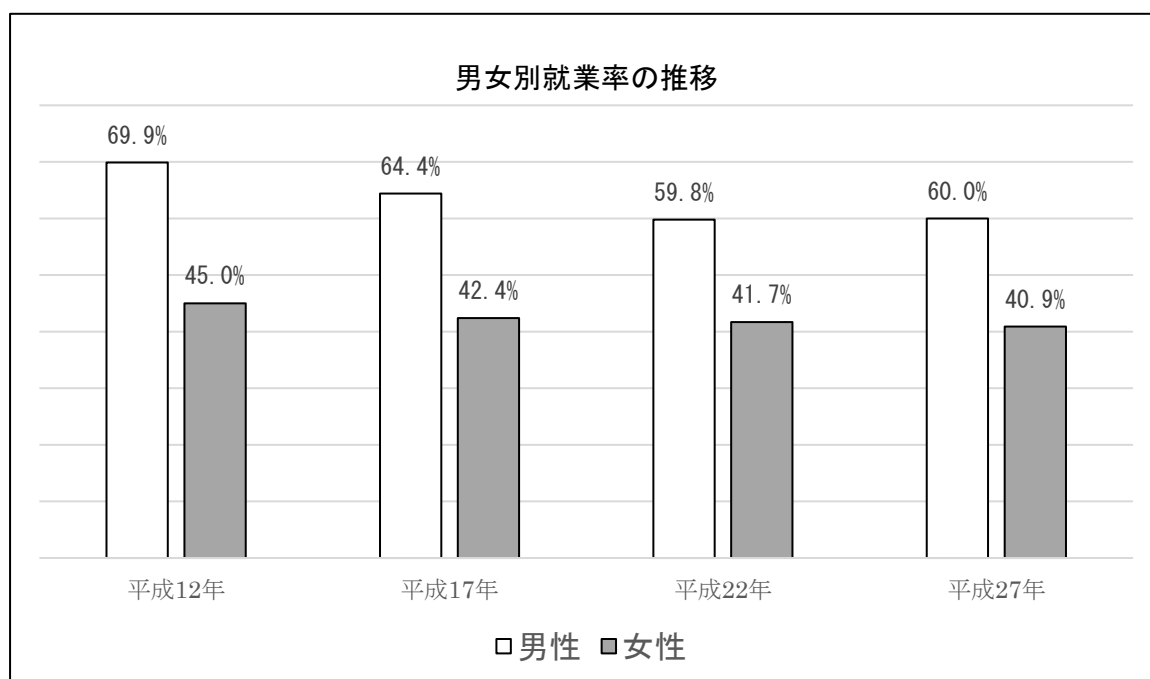
また、就業率の推移をみると、平成17年まで減少傾向でしたが、平成22年からは男女とも横ばい傾向にあります。

図表 2-9 男女別就労状況の推移

単位：人、%

	平成12年			平成17年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
15歳以上人口	9,339	4,255	5,084	8,792	4,038	4,754
就業者数	5,263	2,973	2,290	4,615	2,601	2,014
就業率	56.4%	69.9%	45.0%	52.5%	64.4%	42.4%
	平成22年			平成27年		
	総数	男性	女性	総数	男性	女性
15歳以上人口	7,977	3,663	4,314	7,106	3,278	3,828
就業者数	3,988	2,189	1,799	3,533	1,966	1,567
就業率	50.0%	59.8%	41.7%	49.7%	60.0%	40.9%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



(2) 産業・雇用の状況

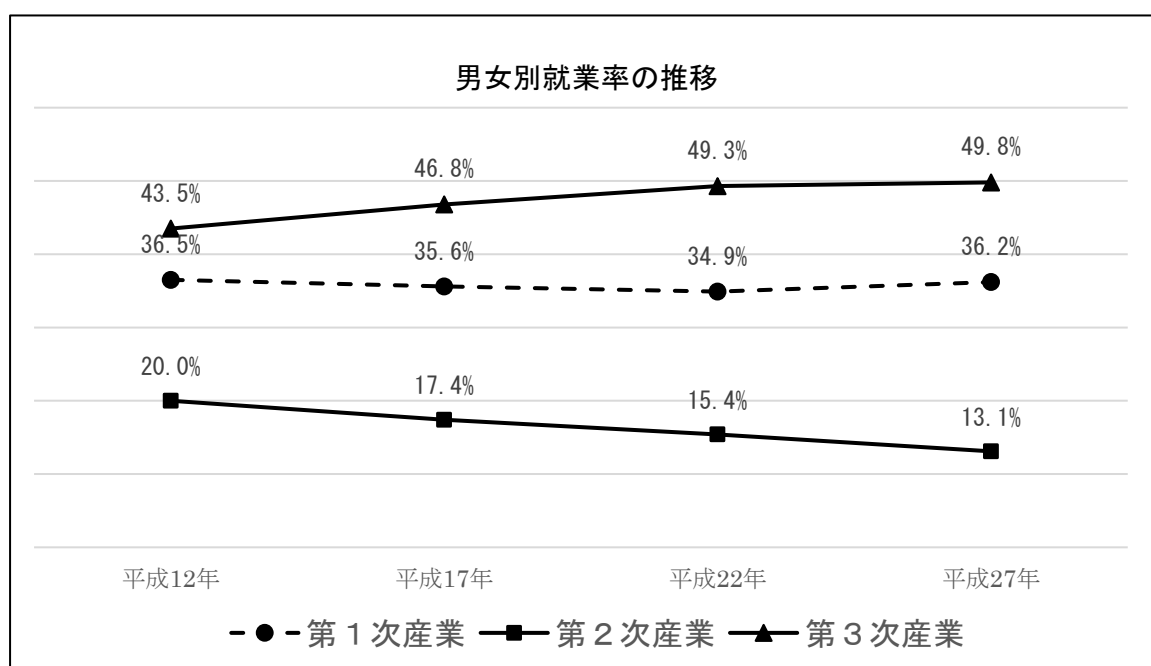
産業別就業者割合をみると、第1次産業がほぼ横ばい、第2次産業が減少傾向、第3次産業が増加傾向から横ばい傾向となっています。

図表 2-10 産業・雇用状況の推移

単位：人、%

区分	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
15歳以上人口	9,339	-	8,792	-	7,977	-	7,106	-
就業者数	5,263	56.4%	4,615	52.5%	3,988	50.0%	3,533	49.7%
第1次産業	1,923	36.5%	1,641	35.6%	1,393	34.9%	1,280	36.2%
農業	1,783	33.9%	1,562	33.8%	1,289	32.3%	1,213	34.3%
その他	140	2.7%	79	1.7%	104	2.6%	40	1.1%
第2次産業	1,050	20.0%	805	17.4%	614	15.4%	463	13.1%
製造業	389	7.4%	315	6.8%	301	7.5%	221	6.2%
その他	661	12.6%	490	10.6%	313	7.9%	242	6.8%
第3次産業	2,290	43.5%	2,160	46.8%	1,965	49.3%	1,760	49.8%
卸・小売業	699	13.3%	573	12.4%	487	12.2%	404	11.4%
その他	1,591	30.2%	1,587	34.4%	1,478	37.1%	1,356	38.4%
分類不能	0	0.0%	9	0.2%	16	0.4%	10	0.9%

資料：国勢調査（各年10月1日現在）



4 母子保健に関する状況

(1) 乳児（3～4か月児）健康診査受診率

本町における乳児（3～4か月児）健康診査受診率は、平成27年度に97.4%となりましたが、それ以外は100%となっています。

図表 2-11 乳児（3～4か月児）健康診査受診率の推移 単位：%

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
錦江町	100	100	97.4	100	100
鹿児島県	97.9	97.5	97.9	98.5	98.1
全国	95.3	95.3	95.6	95.6	95.5

*全国値は3～5歳児

資料：地域保健・健康増進事業報告、鹿児島県衛生統計年報（年度）

(2) 1歳6か月児健康診査受診率

本町における1歳6か月児健康診査受診率は、平成27年度までは100%でしたが、平成28年度が97.4%、平成29年度が98.0%となっています。

図表 2-12 1歳6か月児健康診査受診率の推移 単位：%

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
錦江町	100	100	100	97.4	98.0
鹿児島県	96.2	95.8	96.6	97.2	96.5
全国	94.9	95.5	95.7	96.4	96.2

資料：地域保健・健康増進事業報告、鹿児島県衛生統計年報（年度）

(3) 3歳児健康診査受診率

本町における3歳児健康診査受診率は、平成27年度は100%となりましたが、平成29年度は95.5%となっています。

図表 2-13 3歳児健康診査受診率の推移 単位：%

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
錦江町	100	98.1	100	97.7	95.5
鹿児島県	93.3	94.6	94.7	95.8	95.2
全国	92.9	94.1	94.3	95.1	95.2

資料：地域保健・健康増進事業報告、鹿児島県衛生統計年報（年度）

(4) 1歳6か月児むし歯有病者率

本町における1歳6か月児むし歯有病者率は、平成25年以降0%（0人）が続いています。

図表 2-14 1歳6か月児むし歯有病者率の推移 単位：%

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
錦江町	0	0	0	0	0
鹿児島県	3.0	2.8	2.3	2.6	2.1
全国	1.9	1.8	1.8	1.4	1.3

資料：鹿児島県衛生統計年報（年度）

(5) 3歳児むし歯有病者率

本町における3歳児むし歯有病者率は、平成25年度は33.0%、平成26年度は9.8%と年によって変動が大きく、平成29年度は30.0%となっています。

図表 2-15 3歳児むし歯有病者率の推移 単位：%

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
錦江町	33.0	9.8	24.2	14.0	30.0
鹿児島県	24.5	23.6	21.9	20.4	19.5
全国	17.9	16.4	17.0	13.9	14.4

資料：鹿児島県衛生統計年報（年度）

(6) 予防接種実施状況

本町における予防接種実施状況は、年によって増減はあるものの、平成25年度から平成29年度までの5年間は、おおむね増加傾向にあります。

図表 2-16 予防接種実施状況の推移 単位：%

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
四種混合（初回）	63.3	57.3	58.1	91.4	82.4
風疹・麻疹（MR）	95.3	97.7	97.5	93.3	81.8
日本脳炎（初回）	25.1	25.5	29.2	70.0	61.3

資料：鹿児島県衛生統計年報（年度）

5 次世代育成支援行動計画関連事業の評価

本町では、前期計画において、(1) 計画レベル、(2) 施策レベルの評価指標を設定し、計画の進捗管理を行ってきました。今回計画の評価として、これらの指標の状況について確認したところ、改善が20指標(77%)となっており、とくに③「母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進」の項目で多くの項目が改善しています。

図表 2-17 予防接種実施状況の推移

単位：件、%

区 分	計画レベル		施策レベル		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
指標設定時より目標・方向性に向けた良化・改善が見られる	1	100%	19	76%	20	77%
指標設定時と変化がない	0	0%	0	0%	0	0%
指標設定時より目標・方向性に向けた良化・改善が見られない	0	0%	6	24%	6	23%
合計	1		25		26	

(1) 計画レベルの評価

図表 2-18 計画レベルの評価

単位：%

指標	平成 26 年調査		目標・方向性	平成 30 年調査結果
	就学前児童	就学児童		就学前児童
子育てを「楽しいと感じることの方が多し」とする人の割合	71.2%	69.2%	増加	74.4%

(2) 施策レベルの評価指標

①「地域における子育ての支援」

図表 2-19 施策レベル(地域における子育ての支援)

単位：%

指標	平成 26 年調査		目標・方向性	平成 30 年調査結果
	就学前児童	就学児童		就学前児童
①子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	93.4%	89.2%	100%	95.7%
②地域の子育て支援サービス等の情報を得やすいと思う人の割合	62.3%	55.4%	増加	59.5%
③配偶者(パートナー)が家事や育児を「よくやっている」とする割合	48.6%	50.8%	増加	47.6%
④出産・育児に関する行政窓口や公的施設の窓口の対応を不満に思ったことがある人の割合	14.2%	20.0%	減少	18.3%

②「職業生活と家庭生活との両立の推進(ワーク・ライフ・バランス)」

図表 2-20 施策レベル(職業生活と家庭生活との両立の推進)

単位：%

指標	平成 26 年調査		目標・方向性	平成 30 年調査結果
	就学前児童	就学児童		就学前児童
①「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や内容も知っている人の割合	父親：6.1% 母親：7.5%	父親：7.7% 母親：4.6%	増加	父親：17.7% 母親：22.0%
②子どもと接する時間を「十分取れている」とする人の割合	父親：20.3% 母親：52.0%	父親：22.5% 母親：52.0%	増加	父親：18.3% 母親：50.0%

③「母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進」

図表 2-21 施策レベル(母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進) 単位: %

指標	平成 26 年調査		目標・方向性	平成 30 年調査結果
	就学前児童	就学児童		就学前児童
①両親が「心身ともに快調」とする割合	父親：64.2% 母親：63.7%	父親：67.7% 母親：67.7%	増加	父親：69.5% 母親：72.6%
②両親が朝食のとり方を「毎日食べる」とする割合	父親：46.2% 母親：59.9%	父親：59.2% 母親：73.8%	増加	父親：53.0% 母親：75.6%
③子どもが1日に1回は家族と一緒に食事をしている割合	80.2%	93.8%	増加	89.6%
④子どもが野菜をとるよう心がけている割合	81.1%	94.6%	増加	89.6%
⑤おやつ決めている割合	48.1%	53.8%	増加	56.1%
⑥子どもとよく話をしているとする割合	父親：67.5% 母親：81.6%	父親：76.9% 母親：89.2%	増加	父親：74.4% 母親：91.5%
⑦子どもをよくほめているとする割合	63.7%	63.8%	増加	78.7%
⑧かかりつけ医がいる割合	79.7%	86.2%	100%	84.8%
⑨心肺蘇生法が出来る割合	29.2%	43.1%	増加	40.9%

④「要保護児童等への対応等きめ細やかな取組の推進」

図表 2-22 施策レベル(要保護児童等への対応等きめ細やかな取組の推進) 単位: %

指標	平成 26 年調査		目標・方向性	平成 30 年調査結果
	就学前児童	就学児童		就学前児童
①子どもの発育・発達に不安のある保護者への支援策に満足している割合	72.0%	37.5%	増加	72.7%
②ひとり親家庭等への支援策に満足している割合	65.2%	42.9%	増加	50.0%
③子どもが虐待されていることを知った場合に「適切な通報先がわからない」とする割合	13.7%	13.1%	減少	9.8%
④子どもを虐待しているのではないかと思うことはないとする割合	母親：77.4% 父親：79.7%	父親：76.2% 母親：75.4%	増加	父親：82.3% 母親：86.0%

第 3 章

基本理念・基本目標について

第3章 基本理念・基本目標について

1 基本理念

「子ども・子育て支援制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズを踏まえ、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に実施することが求められています。

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指すとともに、錦江町のこれまでの子育て施策の指針であった「錦江町次世代育成支援地域行動計画〈平成27年度～平成31年度〉」を踏襲する計画として位置付けるとともに、第2期錦江町子ども・子育て支援事業計画では、『輝け子どもの未来 安心して子育てできるまち 錦江』を基本理念とし、新たに「子どもの権利条約」の趣旨も踏まえて、事業を展開していきます。

輝け子どもの未来 安心して子育てできるまち 錦江

【子どもの権利条約】

- ・ 生きる権利 全ての子どもの命が守られること。
- ・ 育つ権利 持って生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活の支援などを受け、友達と遊んだりすること。
- ・ 守られる権利 暴力や詐欺、有害な労働などから守られること。
- ・ 参加する権利 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、18歳未満の児童(子ども)を、権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとり人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならでの権利も定めています。

子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

2 基本目標

第1期計画に引き続き7つの基本目標を充実し、「錦江町で子育てをしたい」と思えるような取組を推進していきます。

7つの基本目標

基本目標1. 質の高い教育・保育の総合的な提供

次代の担い手である子どもがのびのびと育ち、個性豊かな人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

基本目標2. 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考え、子育て家庭が錦江町で子育てをしたいと思えるよう、地域全体で子育て家庭を見守る体制を整備するため、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

基本目標3. 子どもの健やかな成長に向けた支援

親が安心して子どもを生み、また全ての子どもが健やかに成長していけるよう、安全かつ快適な妊娠・出産・子育ての推進や育児不安の軽減、子どもの健康管理・指導に努めます。

基本目標4. 職業生活と家庭生活の両立

仕事と子育ての両立支援や、子育て中の家庭の負担軽減を図るため、男性を含めた働き方や就労体系を見つめ直すとともに、男女がお互いに協力し合いながら、子育てを行える働きやすい環境づくりを目指します。

基本目標5. 子どもの権利を尊重する社会

児童虐待の防止対策やひとり親家庭等への支援、障がいのある子どもやその保護者に対して、充実した支援体制を整備するとともに、全ての子育て家庭が安心して生活できるまちづくりを目指します。

基本目標6. 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住環境を整備します。

また、核家族化の進行に伴い、隣近所との関わりは以前より薄まっている中で、犯罪の増加、凶悪化などが懸念されていることから、地域全体で子どもを見守るまちづくりに努めます。

基本目標7. 切れ目ない子育て支援と総合支援体制の確保

子育て世代包括支援センター(新設)を中核とし、妊産婦・乳幼児期における切れ目ない支援による安心して子育てできるまちづくりを目指します。

3 基本的な視点

本計画は次世代育成支援行動計画と一体的に策定するものであり、次世代育成支援行動計画策定指針の基本的な視点を考慮します。

10の基本的な視点

視点1. 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

視点2. 次代の親の育成の視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

視点3. サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や住民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しています。また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも必要であり、多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要です。

視点4. 社会全体による支援の視点

子育ての支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、行政や企業、地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

視点5. 仕事と生活の調和の実現の視点

仕事と生活の調和憲章（ワーク・ライフ・バランス憲章）においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされています。こうした取組については、本町や企業を始めとする関係者が連携して進めることが重要であり自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが必要です。

視点6. 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均2人以上となっていますが、晩婚化・未婚化が進み、合計特殊出生率も低い水準にとどまっており、結婚や妊娠、出産に対する住民の希望が叶えられていないとされています。

このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進することが、それらに関する国民の希望を実現していくためにも必要となります。

また、少子化の状況は地域によって異なっていることから、地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の展開を図ることが必要です。

視点7. 全ての子どもと家庭への支援の視点

子育て支援は、保育士を始めとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、地域における様々な社会資源によって担われるものです。

また、子育て支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが必要です。

視点8. 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育てに関する活動を行うNPO、子育てサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、児童委員・主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材も多く、加えて森林や水等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要となります。

また、児童福祉法第48条の2及び第48条の3の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも必要です。

視点9. サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要です。

このため、子育て支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが必要です。

視点10. 地域特性の視点

人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、子育て支援対策においては、本町の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

4 制度の事業体系

令和元年10月から、幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償化されました。0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償化されています。

また、幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も同様に無償化の対象とされました。

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育て支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

（1）子どものための教育・保育給付

①施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

②地域型保育給付

定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法により13の事業が定められています。

	事業名	事業概要
1	時間外保育事業 (延長保育事業)	○保育認定(2号・3号)を受けた者が、定められた利用日及び利用時間帯以外の日及び時間帯に保育を受けた者に対し、費用を助成する事業
2	一時預かり事業	○家庭での保育が一時的に困難となった就学前の児童を預かる事業(一般型) ○幼稚園における預かり保育については、私学助成等から移行(幼稚園型)
3	地域子育て支援拠点事業	○公共施設や保育所等で、子育て中の親子の交流・育児相談等を実施する事業
4	病児・病後児保育事業	○病児・病後児保育は、保育を必要とする乳児・幼児等であって、疾病にかかっているものについて、保育所や医療機関等で保育を行う事業
5	利用者支援事業	○相談機能を有する施設や市町村窓口などで、幼稚園や保育所等、地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業
6	放課後児童健全育成事業 (学童保育クラブ)	○学童保育クラブは、小学校に就学している児童であってその保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて健全育成を図る事業
7	妊婦健診	○必要に応じ、妊産婦に対して健康診査を行う事業
8	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	○生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、産後の体調や子育てなどの相談等を行う事業
9	子育て短期支援事業 (ショートステイ・ワイルドステイ事業)	○保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を、児童養護施設等で短期的に保育を行う事業
10	養育支援訪問事業その他要保護児童対策地域協議会等による要保護児童等に対する支援に資する事業	○養育支援が特に必要な家庭を訪問して、家事や子どもの保育を行う事業
11	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	○住民相互の助け合いにより、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と援助を行うことを希望する者を結ぶ事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	○保護者等の所得の状況等を勘案した基準に該当するものが教育・保育等を受けた場合に、当該保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入や行事への参加その他これに類する費用の全部又は一部を助成する事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	○教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

①子育て世代包括支援センター（新設）

妊娠期から子育て期にわたるまでの総合的な相談支援に対応する子育て世代包括支援センターを整備します。

妊産婦の様々な悩み等に対し、必要な支援をコーディネートしていきます。また、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定し、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施していきます。

子育て世代包括支援センター（母子保健型）設置について

子ども及びその保護者の身近な場所で、幼稚園や保育施設、地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。このことに加え保健師などの専門職が妊娠期から子育て期にわたるまでのそれぞれの段階に対応した切れ目のない支援（妊娠・出産・育児に関して支援を必要とする妊産婦を早期に把握し、個別支援プランを作成して、母子保健サービスなどにつなげます）を実施します。

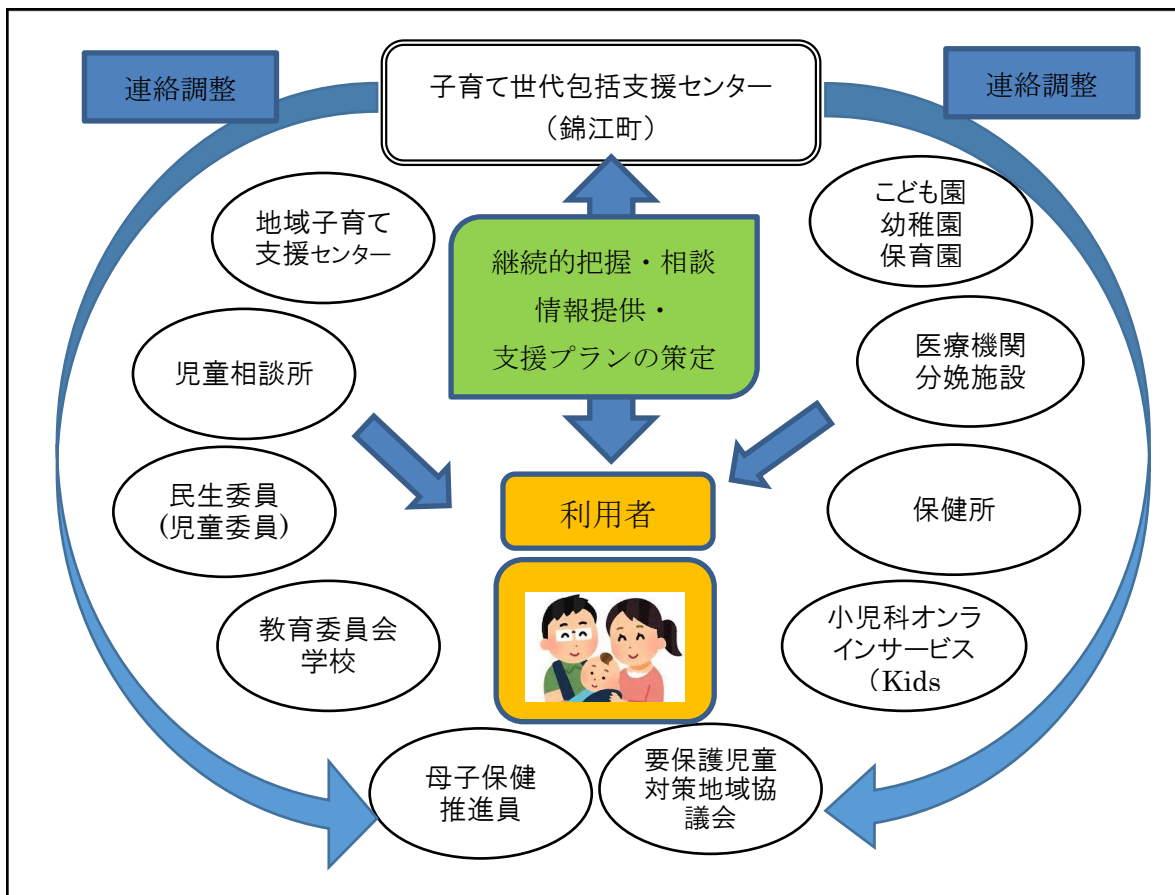
【事業内容】

- ① 妊産婦、乳幼児などの実情を継続的に把握すること
- ② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- ③ 必要に応じて支援プランを作成すること
- ④ 保健医療または福祉の関係機関と連絡調整を行うこと

【目指す支援の姿】

- ① 生まれる前の出会いの場と機会の充実
- ② 安心感につながる妊娠期からの関係づくり
- ③ 養育者自身が意思決定をする力の支援
- ④ 切れ目のない包括的な支援とネットワークづくり
- ⑤ 親子が温かく見守られる地域づくり

図表 3-1 錦江町子育て世代包括支援センター連携イメージ図



(3) 保育の必要性の認定について

令和元年10月1日からの無償化の実施に伴い、保育園、幼稚園、認可外保育施設等が無償化の対象として利用するためには、市町村の認定申請が必要となりました。無償化に伴い、従来の1号認定・2号認定・3号認定に加え、「新1号認定」「新2号認定」「新3号認定」が新設されています。

①認定区分

図表 3-1 認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で2号認定以外の子ども。保育の必要性なし。(教育標準時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。保育の必要性あり。(保育標準時間・保育短時間)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。保育の必要性あり。(保育標準時間・保育短時間)	保育所 認定こども園 小規模保育園
新1号認定	満3歳以上で、新2号認定、新3号認定以外の子ども(時間区分なし)	幼稚園
新2号認定	4月1日時点で満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。保育の必要性あり。(時間制限なし)	保育所 認定こども園 認可外保育施設
新3号認定	4月1日時点で満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた住民税非課税子ども。保育の必要性あり。(時間制限なし)	一時保育 預かり保育 病児保育

②認定基準

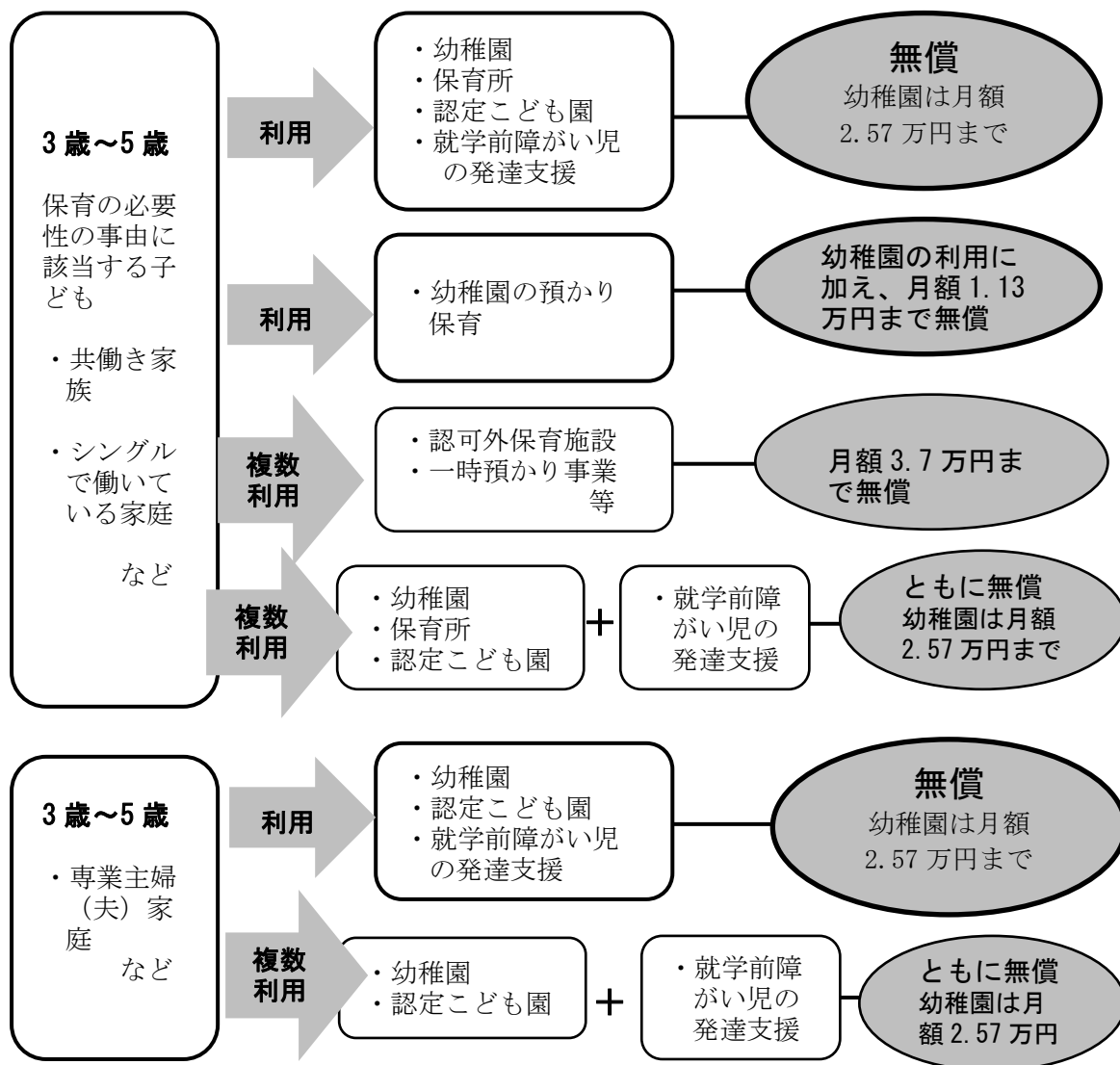
図表 3-2 認定基準

	基準
事由	①就労 フルタイム(1週5日程度、1日8時間程度の就労を想定)のほか、パートタイム(フルタイムより少ない就労を想定)、夜間の就労など基本的にすべての就労 ②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等
区分/月	①保育標準時間 主にフルタイム(1週5日程度、1日8時間程度の就労を想定)の就労を想定した長時間利用(11時間の利用) ②保育短時間 主にパートタイム(フルタイムより少ない就労を想定)の就労を想定した短時間利用(8時間の利用) (錦江町では、パートタイム等の下限時間を64時間以上と設定)
優先利用	○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

(4) 幼児教育・保育の無償化の主な例

市町村から「保育の必要性の認定」を受け、保育の必要性の認定事由により無償化の対象が異なります。主な例は以下のとおりです。

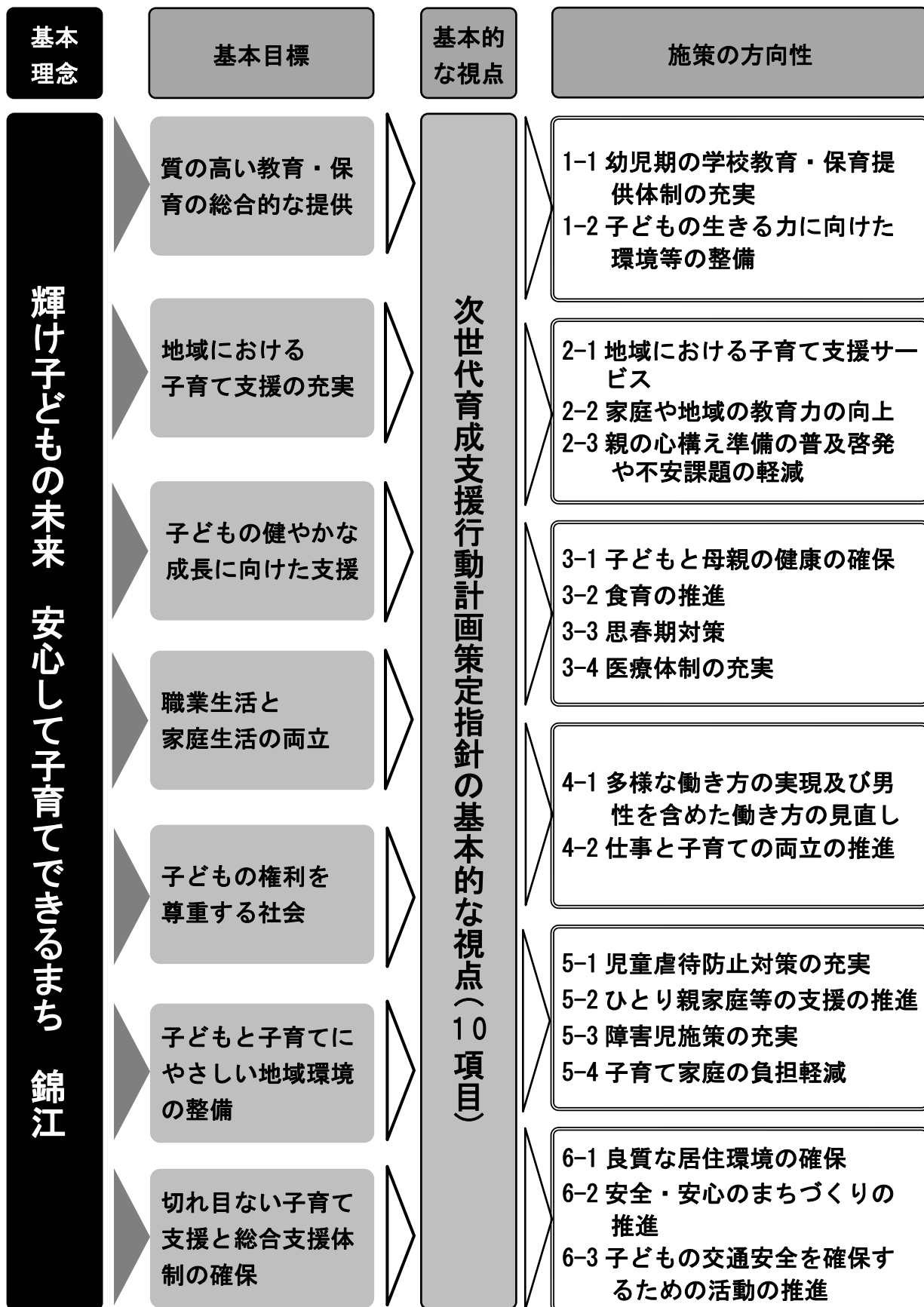
図表 3-3 幼児教育・保育の無償化の主な例



*住民税非課税世帯については、0歳～2歳までについても上図と同様の考え方により、無償化の対象となります。(認可外保育施設の場合、月額4.2万円まで無償)
 *地域型保育、企業主導型保育事業(標準的な利用料)も対象になる。

5 施策体系

図表 3-4 施策体系



第 4 章

基本目標ごとの取り組み

第4章 基本目標ごとの取り組み

基本目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供

乳幼児期は子どもたちが健やかに育ち、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。

子どもたちは、生活や遊びの中で様々な体験を積み重ね、人として社会で生きていくための、最も基本となることを会得していきます。この重要な乳幼児期に、子ども一人ひとりがかけがえのない存在として尊重されること、それぞれの子どもがその良さや可能性を伸び伸びと発揮すること、人の気持ちを理解し、互いを認め合い共に生きることができるようになること、このような子どもの健やかな育ちは全ての大人や社会の願いです。

子ども・子育て支援の枠組み（子ども・子育て支援制度）においても、幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成に極めて重要であるとの考えの下、家庭の就労状況や環境にかかわらず、希望する全ての子どもに対し、質の高い幼児教育と保育を保障する視点から、幼保一体化の推進が進められており、本町においても国の制度の動向を踏まえた検討を行っています。

1-1 幼児期の学校教育・保育提供体制の充実

【現状と課題】

多様化する保護者の教育・保育や子育て支援のニーズを踏まえ、保護者の就労状況等に関わらず全ての子ども・子育て家庭に質の高い幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援を総合的に提供することが求められています。

さらに、幼稚園や保育所から小学校生活にうまく適応できるよう、小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。また、これらの取り組みが着実に実施できるよう保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上等による保育・教育の質の維持・向上が望まれています。

【アンケート結果の概要】

(1) 定期的にご利用している教育・保育事業及び利用希望事業

定期的な教育・保育の利用状況は、利用していると回答した方が、86.0%となっており、おおむね9割弱の方が、定期的な教育・保育を利用しています。このことは、就労している母親の割合 81.7%とほぼ一致します。また、利用理由としては、「子育てをしている方が現在就労している(76.6%)」、「子どもの教育や発達のため(67.4%)」となっています。

なお、子どもの年齢別にみると、3才未満児では9割程度が利用しており、

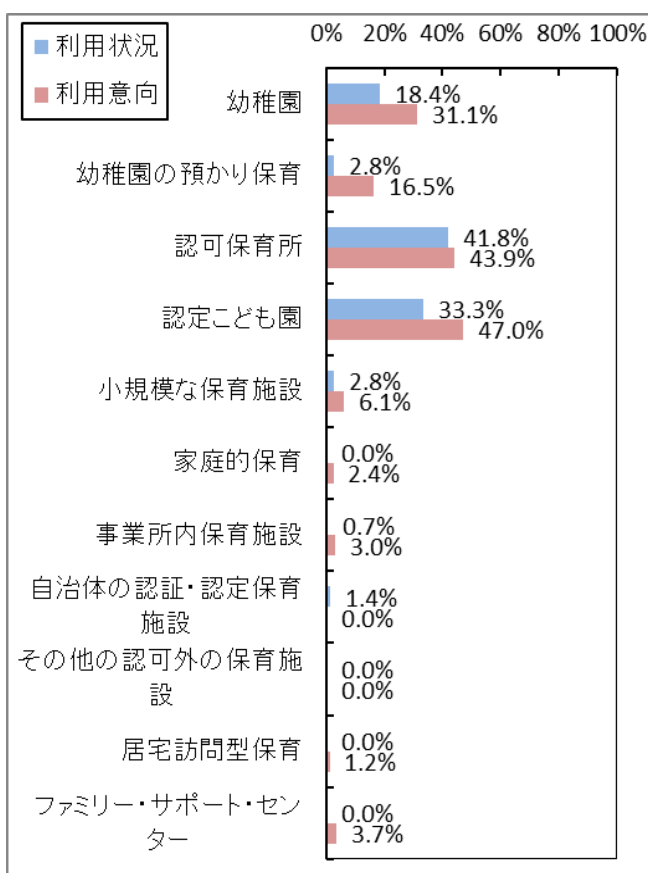
世帯類型別にみると、専業主婦では6割程度の利用率となっています。

図表 4-1 定期的に利用している教育・保育事業利用意向

	全体	年齢別			世帯類型別					
		3歳未満	3歳以上	無回答	ひとり親	フル×フル	フル×パート	専業主婦	その他	無回答
サンプル数	164	32	129	3	16	72	43	21	1	11
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
利用している	141	19	119	3	14	63	41	12	0	11
	86.0%	59.4%	92.2%	100.0%	87.5%	87.5%	95.3%	57.1%	0.0%	100.0%
利用していない	19	13	6	0	2	6	1	9	1	0
	11.6%	40.6%	4.7%	0.0%	12.5%	8.3%	2.3%	42.9%	100.0%	0.0%
無回答	4	0	4	0	0	3	1	0	0	0
	2.4%	0.0%	3.1%	0.0%	0.0%	4.2%	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%

現在、利用している事業と今後利用したい事業については、幼稚園、幼稚園の預かり保育や認定こども園等の利用意向が現状よりも高くなっています。利用状況よりも利用意向が多くなっている事業については、潜在的なニーズが多く含まれる事業であるといえます。

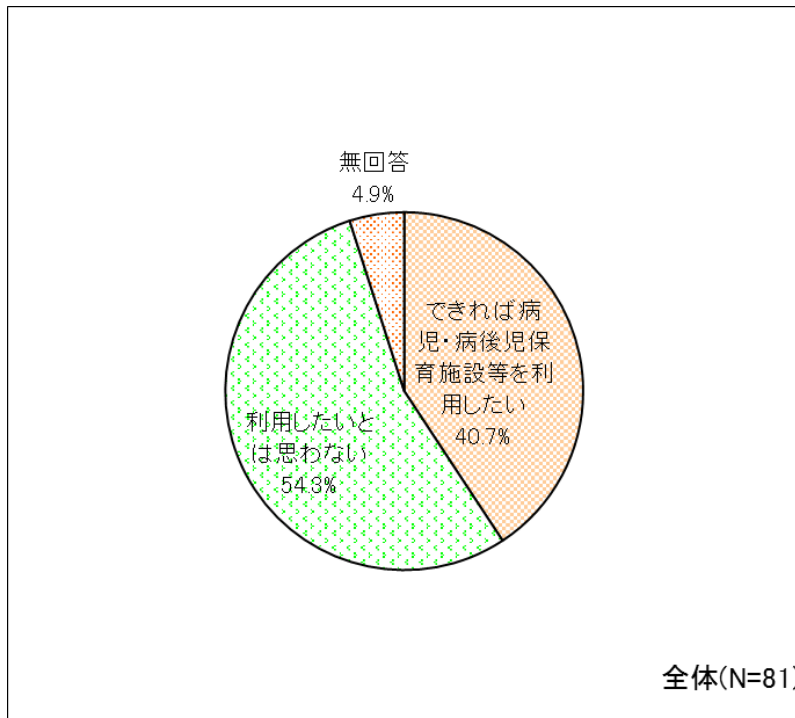
未実施事業で、利用意向があるものとして、事業所内保育施設やファミリー・サポート・センターなどがありますが事業化できる程の量とはなっていません。



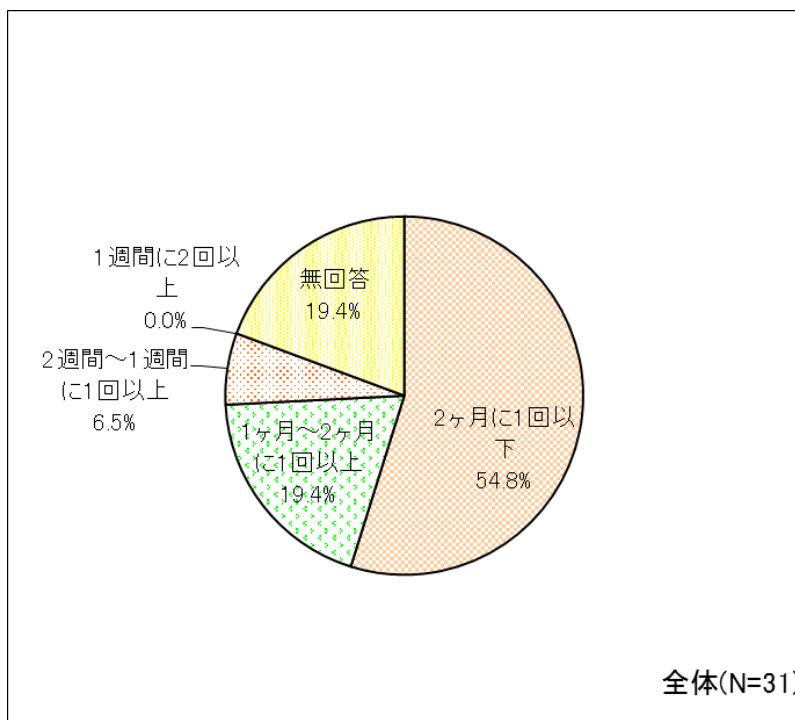
(2) 病児・病後児のための保育施設等の利用意向

「利用したいとは思わない」が54.3%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が40.7%の順となっています。

図表 4-2 病児・病後児のための保育施設等の利用意向



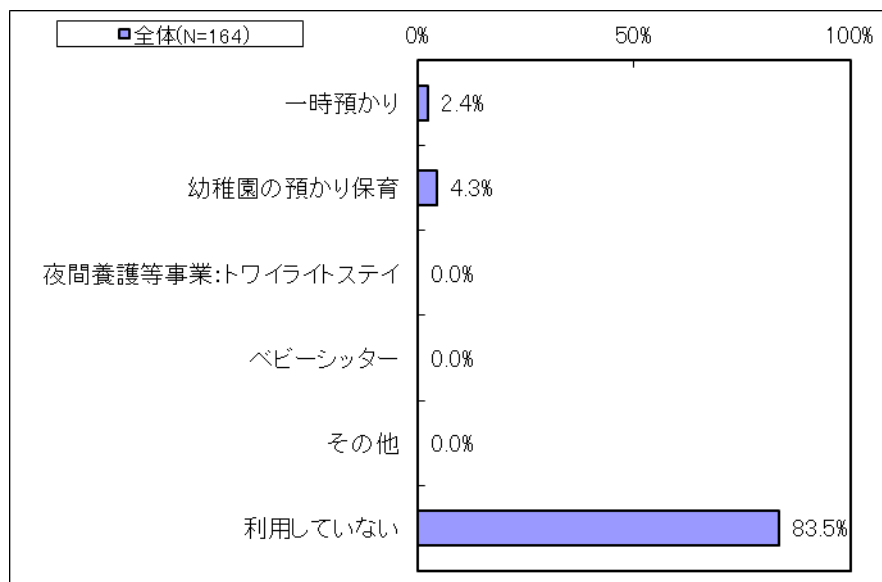
病児・病後児のための保育施設を利用したい頻度は、「2ヶ月に1回以下」が54.8%と最も多く、次いで「1ヶ月～2ヶ月に1回以上」が19.4%、「2週間～1週間に1回以上」が6.5%の順となっています。



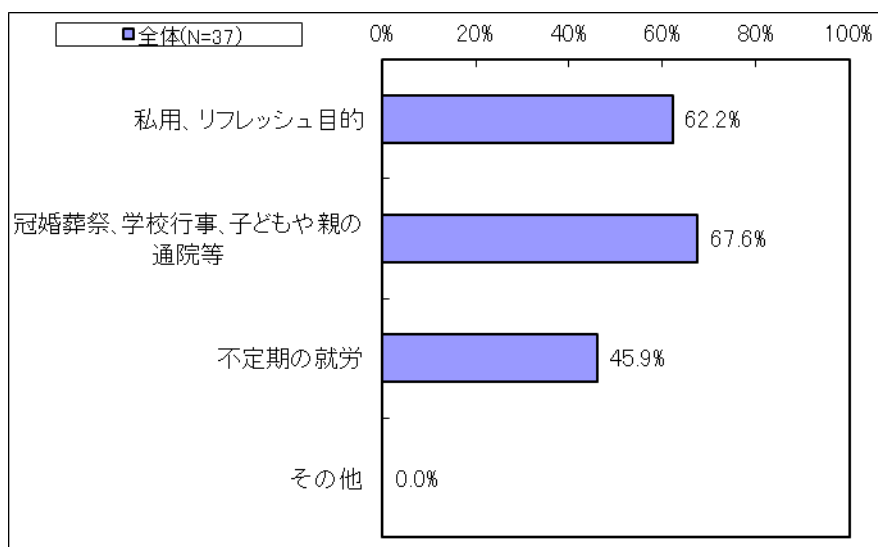
(3) 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一次預かり等について

「利用していない」が83.5%と最も多く、次いで「幼稚園の預かり保育」が4.3%、「一時預かり」が2.4%の順となっています。

図表 4-3 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一次預かり



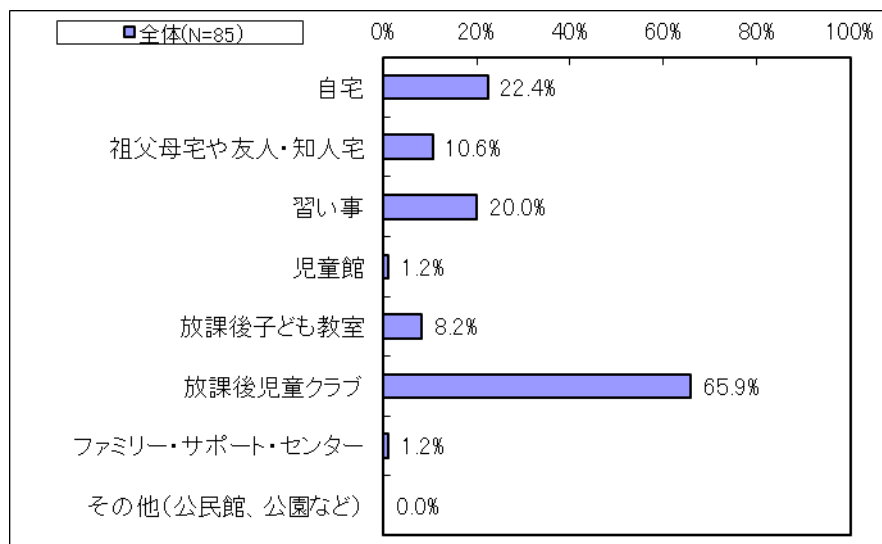
不定期の教育・保育の事業の利用意向は、「利用する必要はない」が57.3%、「利用したい」が22.6%の順となっています。利用したいと回答した方の利用理由は、「冠婚葬祭、学校行事、子どもや親の通院等」が67.6%と最も多く、次いで「私用、リフレッシュ目的」が62.2%、「不定期の就労」が45.9%の順となっています。



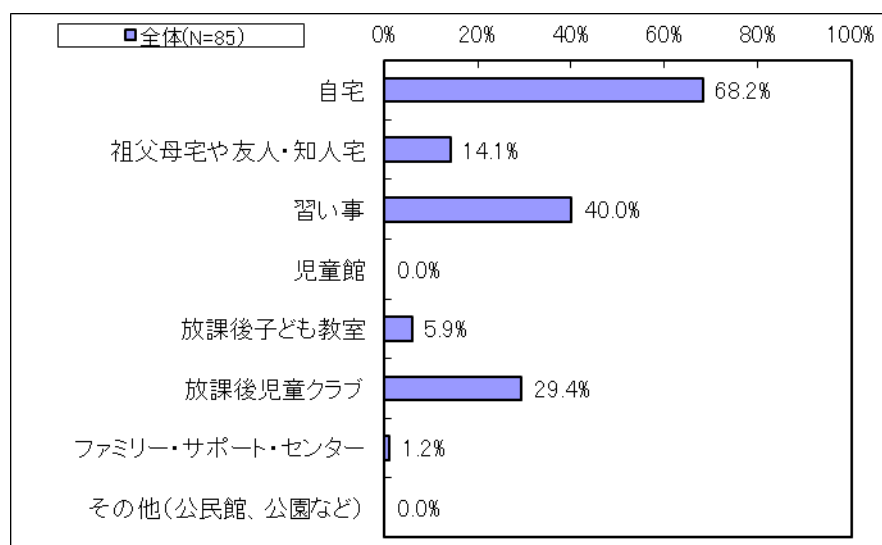
(4) 希望する放課後の居場所

小学校低学年（1～3年生）が希望する放課後の居場所は、「放課後児童クラブ」が65.9%と最も多く、次いで「自宅」が22.4%、「習い事」が20%の順となっています。

図表 4-4 希望する放課後の居場所



小学校高学年（4～6年生）が希望する放課後の居場所は、「自宅」が68.2%と最も多く、次いで「習い事」が40.0%、「放課後児童クラブ」が29.4%の順となっています。



【 幼児期の学校教育・保育提供体制の充実に関わる主な施策・事業 】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	通常保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の希望に応じて、申請のあったすべての受け入れができました。今後も現在の体制で実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム 住民生活課民生チーム
2	時間外保育事業(延長保育・休日保育)	<ul style="list-style-type: none"> 現在の受入体制で対応可能でした。休日保育については1か所を実施しています。今後も現在の体制で実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
3	病児・病後児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に病後児保育を開始し月10名弱の利用がありましたが、2か年ほどで従事看護師の退職があり閉鎖となりました。令和元年6月～令和2年3月までは、新しい看護師の確保により再開しています。 従事者により提供体制が左右される不安定さに課題は残るものの、継続実施を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
4	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童が小学校6年生まで拡充されたことによるニーズに対応することができました。 今後、放課後子ども教室等との連携・一体的提供を検討していきます。 池田地区の学童保育が令和2年度末で閉鎖となるため、今後について継続して関係者と協議を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
5	一時預かり事業	<ul style="list-style-type: none"> 大根占幼稚園の一時預かり事業(幼稚園型I)と大根占子育て支援センターを含めて4か所を実施しています。 今後も現時点の受入体制で問題なく対応できると考えています。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
6	保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、実施していません。保育士不足の問題に対応するため、ハローワーク等と連携し、保育士・幼稚園教諭確保につなげ、教育・保育の質の向上に向けて、検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
7	子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 平成31年3月に1回開催し、新年度の入所申込状況や「第2期錦江町子ども・子育て支援事業計画」に向けてのニーズ調査結果等について協議しました。 今後も必要に応じて、その都度開催し、教育・保育施設におけるサービス・質の向上の促進につなげていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム 住民生活課民生チーム 教育委員会教育総務チーム

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
8	幼・保・小の連携推進	<ul style="list-style-type: none"> 小学校との話し合いの場を設定し、相互に研修する場を設けました。今後も継続して行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会教育総務チーム 保健福祉課福祉チーム 住民生活課民生チーム
9	幼稚園教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 小学校においては、幼小連携研修部会を年1回以上実施しており、幼稚園から小学校への滑らかな接続を目指しています。また、必要に応じて新入生の連絡会を実施しています。 本町には公立幼稚園はないので、小学校と私立幼稚園、保育所等の連携の強化を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会教育総務チーム
10	認定こども園の設置・運営	<ul style="list-style-type: none"> 田代地区では、川原保育園と田代幼稚園の体制から、認定こども園への移行を行うこととなりました。 第2期期間中に1園となるが、待機児童が発生することのないよう体制をとります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム 住民生活課民生チーム
11	保育所等の環境整備支援	<ul style="list-style-type: none"> 法輪保育園の大規模修繕を実施しました。今後も各施設の要望に応えるべく補助事業を活用し、施設環境の改善を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
12	子ども家庭総合支援拠点の整備(新規事業)	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年4月に、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、市町村子ども家庭支援総合拠点の設置が努力義務化されました。 子ども家庭総合支援拠点は、児童虐待防止対策として、特に要保護児童等への支援業務の強化を図るもので、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、親子関係、家庭環境などの実情の把握や子どもやその家庭が自主的に活用できるように情報の提供、一般的な子育て相談から虐待等に関する相談、子どもとその家庭の状況や要保護児童や特定妊婦に至った経緯などの調査、電話や面接などによる助言・指導、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等の関係機関との連絡調整などを保健師、社会福祉士等の有資格者が一体的に行なう仕組みであり、その拠点の整備について検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
13	子育て世代地域包括支援センター(新規事業)	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターは、母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療・福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム 保健福祉課保険衛生チーム 住民生活課民生チーム

1-2 子どもの生きる力に向けた環境等の整備

【現状と課題】

学校だけでなく、他の教育機関や各種施設などとの連携を進めながら、人と人とのふれあい交流体験活動の推進と場所づくりをしていきます。

【子どもの生きる力に向けた環境等の整備に関わる主な施策・事業】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	学力向上対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学力向上に向けた教員の指導法改善、学校の組織的な取組を推進します。 ・児童生徒の学力を高める授業改善を図ります。 ・ICT教育（プログラミング学習）など時代の変化に応じた教育を推進します。 ・キャリア教育の充実（職場体験学習・職業講話等）を図ります。 ・「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
2	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・個に応じた教育の推進 ・障害のある児童生徒に対する正しい理解・認識と就学相談・支援の充実 ・就学前から卒業までの一貫した切れ目のない支援等を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
3	外国語、外国語活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル化に向けた英語教育の充実に努めます。 ・ALT（外国語指導助手）の配置と全小・中学校への派遣を行います。 ・小学校3～4年生の外国語活動へのAEA（英語指導講師）の派遣を行います。 ・中学校生徒の英語検定料の補助を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
4	子ども読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・司書補を各校に配置し、学校図書館の整備や読書意欲の喚起に努めています。 ・毎年蔵書数の調査を行い児童生徒数に応じた適切な蔵書数を把握しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
5	道徳教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の目標や内容について、学校教育全体を通じた計画的な展開を図っていきます。 ・学校段階や発達段階に応じた教育活動全体での道徳教育の充実及び教職員の指導力向上等を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
6	人権同和教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「人権の花」運動をとおり、思いやりの心を育みます。 ・ネット社会における問題をテーマに生徒や保護者を対象に情報モラル講演会を開催しました。 ・私たちの周りの人権同和问题について、家庭教育学級や高齢者学級で研修の機会を提供できました。 ・「なくそう差別築こう明るい社会」の資料を活用した研修の充実を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 生涯学習チーム
7	生徒指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応、情報モラルの育成に努めます。 ・学校・家庭・地域・関係機関等の連携を推進します。 ・いじめや不登校に対する未然防止や早期発見、早期対応に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
8	相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的にスクールカウンセラーを招聘し、児童生徒や保護者及び教職員の相談体制を整備します。 ・SSWを配置しての他関係機関の連携体制の構築が課題です。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
9	学校施設・教材等の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校の非構造部材耐震等工事は平成30年度末で6校完了、残り2校も令和元年度中に完了予定です。 ・教材等の整備については、年次計画に基づいて充実を図ります。 ・校舎等の修繕や必然的な施設整備等年次計画に基づき推進します。 ・理科・算数教材については、学習指導要領改訂に基づき、補助事業等の活用を進めながら、整備の充実を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
10	開かれた学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・大根占小は学校運営協議会、他の学校は学校評議員会を設置し、各学校の状況に応じて会議を開催しています。 ・地域が育む県民週間等において学校自由参観を設けて情報発信をしています。 ・学校・家庭・地域が相互連携・協力した学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の積極的な導入を図っていくとともに、今後も特色ある学校づくりを推進していきます。（補助金の有効活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
11	一校一風の推進	<ul style="list-style-type: none">各学校では、学校や地域教材等を活かして特色ある教育活動に取り組んでおり、引き続き推進していきます。	<ul style="list-style-type: none">教育委員会 教育総務チーム
12	小中一貫教育を見通した小中学校の連携	<ul style="list-style-type: none">中学校区ごとに小中連携の内容、方法を確認して、一貫教育が進められるようにします。小学校専科指導加配教員の検討を行います。	<ul style="list-style-type: none">教育委員会 教育総務チーム

基本目標2 地域における子育て支援の充実

子育ての第一義的な責任は保護者にありますが、一方で「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが必要です。

全ての子どもと子育て家庭を対象として、利用の現状や利用希望の実情などを踏まえ、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。

2-1 地域における子育て支援サービス

【現状と課題】

認可保育所で行われている通常サービスはもちろんのこと、低年齢児保育の充実や就労形態と子どもの状況に応じた多様な保育体制（病児・病後児保育、時間外保育、一時預かり、障がい児保育等）の整備・充実が求められています。

【地域における子育て支援サービスに関わる主な施策・事業】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業	・現在、会員組織がなく、事業を実施していませんが、必要に応じて事業の検討を行っていきます。	・保健福祉課 福祉チーム
2	地域子育て支援拠点事業	・2か所の保育所に併設された地域子育て支援センターにより様々な子育ての情報の発信をはじめ、充実した活動支援を行っています。今後も継続して実施していきます。	・保健福祉課 福祉チーム
3	広報誌やホームページの活用による情報発信	・アンケート報告書によると、まちの子育て事業の情報を知らない保護者がいることが課題となっています。 ・SNSなどの活用など、必要な方に必要な情報が届く手段を検討していきます。	・保健福祉課 福祉チーム
4	かごしま子育て支援パスポート事業（県事業）	・新規発行16件。ただし、年度途中からスマートフォンでも対応可能なシステムができたため、そのシステムを活用しての件数は不明です。今後も継続して実施していきます。	・保健福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム

2-2 家庭や地域の教育力の向上

【現状と課題】

地域の特色や多様性を生かした学校や、授業では体験できない体験学習等を通し、地域の人たちとの交流を図りながら、子どもが自ら考え、判断し、行動できる能力、思いやりの心などの「生きる力」を養う取組が必要です。

また、子どもたちの活動を支援する指導者の確保と育成が必要です。町全体の各組織をどのように役立てていくかを関係者で協議・協力する必要があります。

【家庭や地域の教育力の向上に関わる主な施策・事業】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	子ども会育成活動支援	<ul style="list-style-type: none"> 指導者育成については、地区・県の研修のほか、町フレンドリー球技大会や創作活動などとおし運営方法等を実践形式で感じてもらえるように工夫できました。 単位子ども会の存続が厳しい現実がある中、貧困の連鎖が生じないように子どもたちに貴重な体験をしてもらえるよう指導者育成の強化を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会生涯学習チーム
2	子ども会活動の育成	<ul style="list-style-type: none"> 連絡協議会の代表地区については、子どもたちの参加を図り、積極的な発言や交流親睦を図れるようにしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会生涯学習チーム
3	青少年育成事業（トワイライト事業）	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、「トワイライト2018」と題し、町内20名の児童生徒が四国・山陽地域で研修活動に取り組みました。学校跡地の利活用や人口を減らさないための工夫そして、大切にしている地域の歴史文化を理解することができました。 ジュニアリーダーの育成について、様々な研修への誘いや過去に参加した子どもたちや新たに加わる高校生や青年団員の集まりを企画したいと考えています。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会生涯学習チーム
4	民生委員、児童委員活動	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、地域における身近な相談者として、地域福祉の充実を図るとともに、児童の健全育成や保護を必要とする児童の把握、支援を行います。児童福祉を専門に担当する主任児童委員と協力し、情報提供を行う。委員活動の充実のための研修を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
5	青少年健全育成町民会議	<ul style="list-style-type: none"> 総会の実施、研修会への参加等の活動を行いました。また、町内夏祭りの夜間補導パトロールを実施しました。 引き続き、体制を維持し実施します。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会生涯学習チーム
6	スポーツ少年団指導者研修	<ul style="list-style-type: none"> 青少年育成の日、家庭の日の地域行事への参加について、さらなるご理解を得るため、指導者講習会のほか親睦交流の重要性を周知啓発していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会生涯学習チーム

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
7	家庭教育学級の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各町内小中学校で1学級ずつ、町全体で8学級の家庭教育学級を開設しました。各学級での自主的な運営を依頼しています。子育て関連の講座の他、人権教育や情報モラルに関する学習機会も設定していただきました。 継続して実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会生涯学習チーム
8	父親の家庭教育参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育学級の開設時、父親の参加を促す学習を位置づけるよう、依頼をしています。 父親向けの学習について、他市町の実践例といった具体的な情報を各校へ提供し、実施を促します。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会生涯学習チーム
9	ブックスタート事業	<ul style="list-style-type: none"> 2か月児教室（ひよこルーム）にて、絵本を通して赤ちゃんと保護者が向き合い、母と子のふれあいを通して愛着形成をもつきっかけとなるよう働きかける事業を実施しています。参加人数：38名（6回開催）。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課保険衛生チーム
10	学校開放事業	<ul style="list-style-type: none"> 学校開放は、町内8校で特に休日や夜間に実施しており、主に社会体育の利用が多く、文化事業の取り組みも充実しています。 条例公民館の位置づけはされていませんが、地区公民館主体による講座の実施や行政との共催による出前講座の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会教育総務チーム
11	青少年教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> インリーダー研修は、事前研修を開催しましたが、自然災害等の影響により未実施となりました。 参加者の意見を取り入れなるべく開催する柔軟性も必要であると考えます。但し、参加者の意見（企画立案）を尊重することを前提とし意見交換の時間を設定していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会生涯学習チーム
12	「青少年育成の日」における啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ポスターやのぼりで周知・啓発を行いました。 「青少年育成の日」におけるスポーツ少年団や部活動、大会等の実施を自粛するよう関係機関に呼びかけていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会生涯学習チーム

2-3 親の心構え準備の普及啓発や不安・課題の軽減

【現状と課題】

子どもの道徳観や倫理観、一般常識などの形成に最も影響を及ぼすのは「親」であり、子どもが誕生した瞬間から大きな責任を背負うこととなります。しかしながら、核家族化の進行や隣近所との結びつきの希薄化などにより、子育てに関する相談ができず、保護者が育児不安や孤立感に悩まされ、自信を失っていくケースもあることから、多様な手段で気軽に相談できる環境を整えることが必要であり、外国人の母親など子育てに不安のある方も少なくないのが現状です。

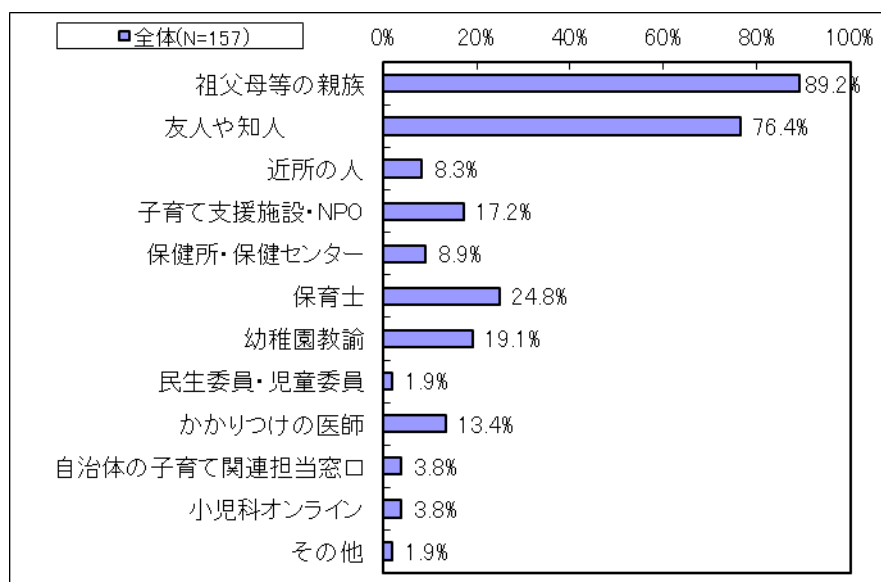
子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域の様々な機関と連携して、錦江町全体で子育てを支援し、錦江町の子どもと子育てをしている親を支えていく仕組みづくりを図ります。

【アンケート結果の概要】

(1) 子育てについて相談できる人について

相談できる人は、「祖父母等の親族」が89.2%と最も多く、次いで「友人や知人」が76.4%、「保育士」が24.8%の順となっています。

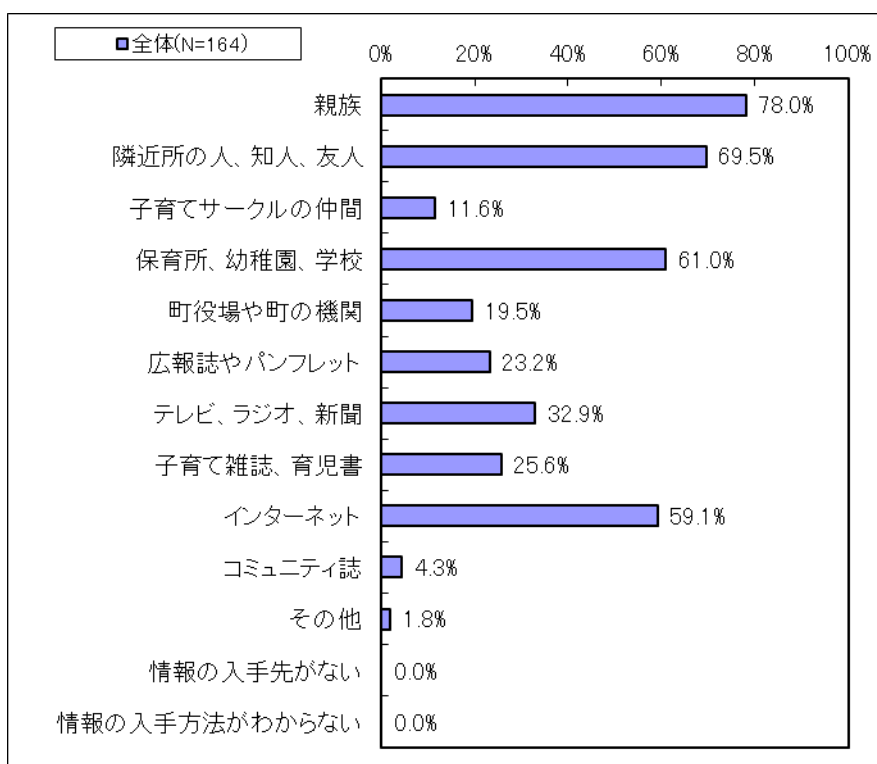
図表 4-5 子育てについて相談できる人



(2) 子育てに関する情報の入手先について

子育てに関する情報の入手先については、「親族」が78.0%と最も多く、次いで「隣近所の人、知人、友人」が69.5%、「保育所、幼稚園、学校」が61.0%の順となっています。

図表 4-6 子育てに関する情報の入手先



【 親の心構え準備の普及啓発や不安・課題の軽減に関わる主な施策・事業 】

施策・事業等	平成 30 年度事業実績・施策の方向性	担当課
1 子育てサークルの育成支援	<ul style="list-style-type: none"> 子育て支援センターにおいて親同士が相談できる場の提供と解決できるよう支援しています。 子育て中の親同士が集い、話し合い、相談できる場となる子育てサークルを継続して支援していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム
2 育児教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> 育児教室としては、妊婦教室、ひよこルーム、マミー運動教室、たんぽぽ教室、離乳食教室等を行っており、育児中の保護者が安心して楽しい子育てができる場の提供をしていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム
3 住民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> アンケート報告書によると、まちの子育て事業の情報を知らない保護者がいることが課題です。 SNS などの活用など、必要な方に必要な情報が届く手段を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
4	保育に関する学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、未実施です。命の大切さを伝えていくために、保育実習や職場体験学習等を実施するなど、受け入れ態勢を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課 保険衛生チーム
5	思春期教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・探検隊において、食育・運動など子どもが様々な体験から自分のことを知る機会の提供をしています。今後も継続して実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課 保険衛生チーム
6	青少年健全育成町民会議	<ul style="list-style-type: none"> ・総会の実施、研修会への参加等の活動を行いました。また、町内夏祭りの夜間補導パトロールを実施しています。 ・引き続き実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 生涯学習チーム
7	高校生ボランティアによる保育体験の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・長期休暇中に高校生ボランティアを募集し、保育体験を実施することができました。今後も継続して実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 生涯学習チーム ・保健福祉課 福祉チーム

基本目標3 子どもの健やかな成長に向けた支援

子どもを安全に安心して生み育てられるよう、妊娠、出産からの子育てを通じた支援を行うため、母子の健康保持・増進、出産・育児の不安軽減を図る訪問・相談や情報提供、子どもへの医療対策の充実に向けた取り組みなどを進めます。

3-1 子どもと母親の健康の確保

【現状と課題】

すべての子どもが健やかに生まれ、育てられるためには、両親、特に母親の健康状態と密接な関係にあることから、母性の保護と心身の健康を保持・増進するとともに、母親の不安を軽減し、育児を楽しめるような環境整備が必要です。あわせて、育児の連続性の中で途切れることなく、母親の心に寄り添い、地域の中で最適な環境で見守っていく体制づくりが不可欠です。

妊産婦及び乳幼児の家庭における生活状況や心身の健康状態を把握し、具体的な助言や育児支援を行い、新生児が順調に成育できるよう指導・支援を推進します。また、乳児一般健康診査や各年齢、成長段階、発達の状況や特性に合わせた健康診査により、疾病や障害の早期発見、早期対応を図るとともに、健康診査の未受診者の把握に努め、すべての乳幼児への保健サービスの提供を目指します。

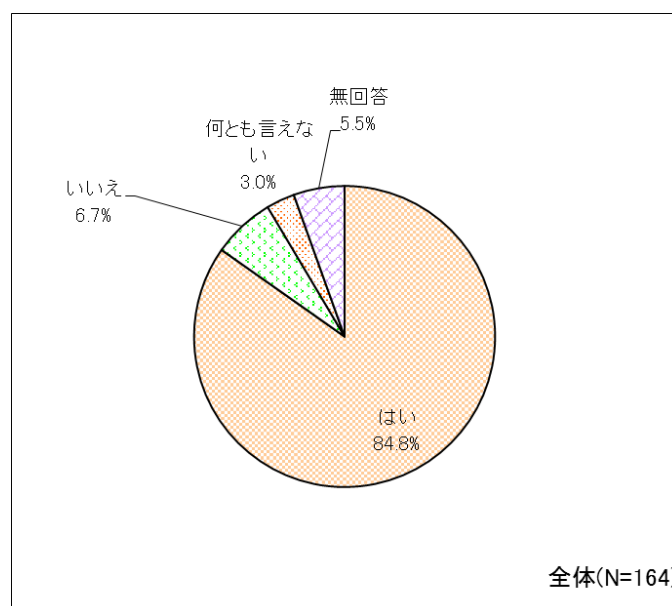
あわせて、児童虐待の予防と早期発見に努め、保護者と子どもの心に寄り添い、必要に応じ関係機関と連携して支援を行います。

【アンケート結果の概要】

(1) お子さんのかかりつけの医師の有無

図表 4-7 お子さんのかかりつけの医師の有無

「はい」が84.8%と最も多く、次いで「いいえ」が6.7%、「何とも言えない」が3.0%の順となっています。



【 子どもと母親の健康の確保に関わる主な施策・事業 】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	乳児家庭全戸訪問事業	・専門職による訪問により、母親が少しでも安心して育児を行えるよう支援しています。実績：36件	・保健福祉課 保険衛生チーム
2	母子相談事業（2か月児相談・お誕生相談）	・お誕生相談が歯科健診でも行えるよう体制を整え、母子相談事業を行っています。参加人数：181人（22回開催） ・ひよこルーム（2か月児教室）においても、母子相談事業を実施しています。参加人数：38名（6回開催）	・保健福祉課 保険衛生チーム
3	母子保健推進員活動	・母子保健推進員の活動が実施できていないのが課題となっています。 ・今年度は研修会を行い、母子保健推進員の活動を始めるきっかけづくりを実施する予定です。	・保健福祉課 保険衛生チーム
4	母子健康手帳交付時の健康相談	・妊娠出産が安心安全にできるために母子健康手帳交付時の面接を行っています。 ・母子健康手帳交付時にできる限り保健師が対応できる体制づくりを検討していきます。	・保健福祉課 保険衛生チーム ・住民生活課 民生チーム
5	出産育児一時金受任払制度や助産施設利用の案内	・出産に際し、健康保険からの出産育児一時金を病院へ直接支払う受任払制度の利用を促進し、経済的な負担を減らします。 ・経済的な問題により、一般病院での出産が難しい場合は、低額で出産ができる助産施設の利用の案内を行います。	・保健福祉課 保険衛生チーム
6	ハイリスク者の訪問指導	・発育発達状況の確認や母子を取り巻く環境整備等についても、継続的に支援を行っています。 ・母子健康手帳交付時や出生届時に把握し、保健師により、継続的に訪問し、支援を行っています。	・保健福祉課 保険衛生チーム
7	妊婦教室	・安心・安全に妊娠中の生活を送り、出産後の心配事などに対する情報提供等を実施しています。助産師による沐浴指導や運動指導士によるマタニティビクスは好評となっています。参加人数：18人（6回開催） ・子どもが健康に生まれるために、妊娠中の身体づくりや不安の軽減を図る助産師が専門的なアドバイス等を行います。	・保健福祉課 保険衛生チーム
8	妊婦健康診査	・妊娠中に最大14回健康診査にかかる費用の一部補助を行っており、妊婦中の生活を安心安全に過ごせるように妊婦教室や母子相談で、情報提供等を行っています。 ・平成31年度から産婦健診・産後ケアを実施し、医療機関との連携、出産後の支援を強化し、妊娠期からの切れ目のない支援を行っています。	・保健福祉課 保険衛生チーム

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
9	妊婦歯科健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳発行時、妊娠中のお口の変化について説明し、歯医者への受診勧奨を実施しています。今後も継続していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム
10	母子健診事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診においては、子どもの成長・発達の確認、疾病の早期発見、育児のアドバイス等を目的とし、乳幼児の健全な発育発達を促すように支援しています。 3～4か月児 35名 100% 7～8か月児 33名 100% 1歳6か月児 42名 100% 3歳児 45名 100% 満3～4か月、7～8か月、1歳6か月、3歳の乳幼児を対象に身体測定・問診・尿検査・内科と歯科の診察・心理や言語相談、保健指導等を行い、健全な発育発達を促すため、引き続き実施していきます。 健診時には、誤飲、転落・転倒及びやけど等の子どもの事故防止のための啓発活動に取り組んでいきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム
11	たんぽぽ教室	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちの遊ぶ様子を身近で見守る中で、お母さん同士が子育てについて学ぶ教室を実施しています。 また、母親同士の情報交換の場や子ども同士が遊ぶ場となっています。参加人数：84人(10回開催)。 未就学児と保護者を対象にし、子どもの遊びを親が客観的に見つめ、自分の育児について確認、学ぶ機会を提供しています。親同士が情報交換でき、母親同士の仲間づくりや子ども同士が遊ぶ場として今後も実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム
12	予防接種事業	<ul style="list-style-type: none"> 発症・重症化予防を目的として、予防接種事業を実施しています。また、任意接種のロタウイルスやおたふくかぜについても継続して助成していきます。予防接種者数：1,479人。 感染症の発生や蔓延等の予防のため、引き続き実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム
13	アフタービクス事業	<ul style="list-style-type: none"> 産後の体調の回復を助け、産後のうつ防止等精神的ケアと子育てに必要な体力づくりを目的とし、教室を実施しています。参加人数：22人(2回開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム
14	各事業に関する広報活動	<ul style="list-style-type: none"> アンケート報告書によると、まちの子育て事業の情報を知らない保護者がいることが課題となっています。 SNSなどの活用など、必要な方に必要な情報が届く手段を検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム

3-2 食育の推進

【現状と課題】

「食」は人が生きていく上で欠かすことのできない命の源であり、望ましい食習慣を定着させることは、健康的な生活習慣を形成する基本となることから、家庭や地域社会と連携した食育の推進を、積極的に進めていく必要があります。

子どもが健全な食生活の習慣を身につけるには、子どもを育てる周りの大人が食育を十分理解し、自らが率先して健全な食生活を実践することが求められます。

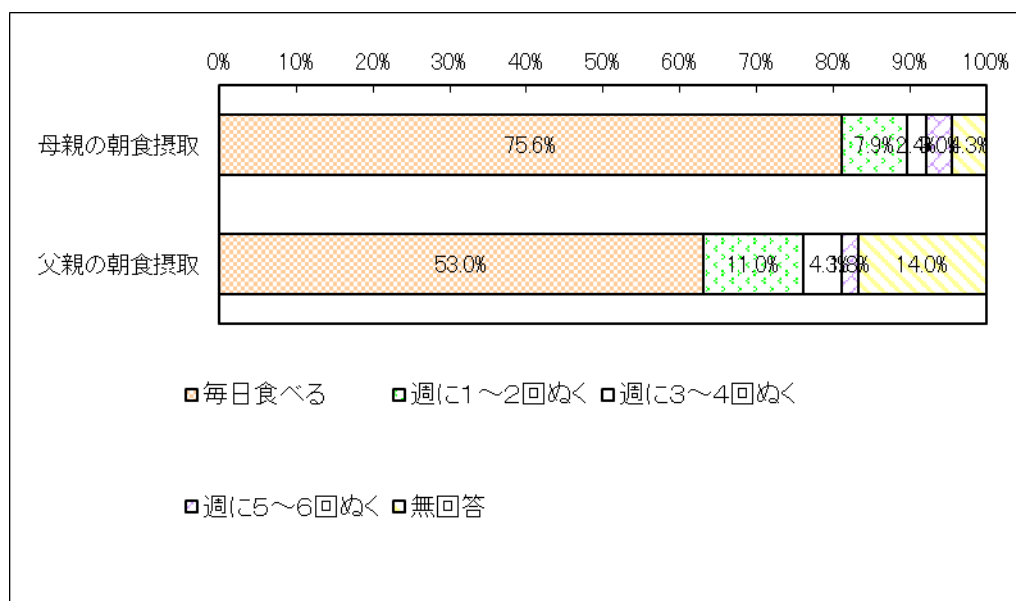
【アンケート結果の概要】

(1) 両親の朝食摂取

母親では、「毎日食べる」が75.6%と最も多く、次いで「週に1～2回ぬく」が7.9%、「ほとんど食べない」が6.7%の順となっています。

一方、父親では、「毎日食べる」が53%と最も多く、次いで「ほとんど食べない」が15.9%、「週に1～2回ぬく」が11.0%の順となっています。

図表 4-8 両親の朝食摂取



【 食育の推進に関わる主な施策・事業 】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	離乳食教室・カミカミ教室の開催	<ul style="list-style-type: none"> 個々の発達に応じて離乳食の進め方や調理法、噛むことの重要性、口腔衛生等の指導を行っており、参加者の中には、リピーターも多くなっています。参加人数：97人（11回開催） 味覚形成にも結びつく離乳食の適切な進め方や調理法、噛むことの重要性、口腔衛生等の指導を行っており、同年代の子どもを持つ母親同士の仲間づくりの場にもなっています。歯科衛生士・栄養士講話、調理実習、試食等を行います。 	・保健福祉課 保険衛生チーム
2	歯科健康診査事業	<ul style="list-style-type: none"> 歯科健診では、歯みがき前に試食を行い、噛み方確認（チェック）を実施。それぞれの健診でフッ素塗布（むし歯予防処置）を行い歯の歯質を強化しています。 1歳児、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児、3歳6か月児の6か月ごとの健診を行うことにより保護者へ指導ができ、むし歯予防および生活習慣病予防にも繋がっています。参加人数：126人（6回開催） ≪歯科健診の受診状況≫ 1歳92% 2歳79% 2歳半87% 3歳83% むし歯の発生予防と早期治療のため、1、2歳、2歳6か月、3歳児の歯科健診を実施します。母親の歯科健診も実施していきます。 	・保健福祉課 保険衛生チーム
3	フッ素塗布事業、フッ化物洗口の推進（乳幼児～学童）	<ul style="list-style-type: none"> 紙芝居やエプロンシアターでの健康教育、歯磨き指導後、フッ素塗布を行っています。 フッ化物洗口も保育園・幼稚園で実施しています。今後は小・中学生にも積極的に推進する必要があります。 幼児及び児童生徒の歯質を強化しむし歯予防、歯に関心を持ち、セルフコントロールできるようにする歯科衛生士による講話やフッ素塗布を行います。 	・保健福祉課 保険衛生チーム
4	母子健診時の栄養指導の実施、食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> バランスのよい食事や簡単に作れる料理の紹介・食事の姿勢や環境整備など、生活の状況に合わせた親の困り事の解決に繋がられるよう支援しています。 乳幼児各種健診時に管理栄養士による、対象児童に合わせた必須栄養の紹介、簡単に作れる料理等の紹介を行い、切れ目のない支援を目指します。 	・保健福祉課 保険衛生チーム

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
5	保育所の食育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所を通して乳幼児期に望ましい食生活習慣が身に付くように子どもや家庭に「食」に関する働きかけを積極的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
6	学校給食の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・栄養教諭の各学校への派遣を通して、食育教育を支援していきます。 ・学校給食を食のモデルとし、食に関する指導により児童・生徒の食生活の改善を図ります。 ・漁協と協力したお魚料理教室や畜産業者とのBBQ交流会を開催し、地元食材への興味・関心を高めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム
7	食生活改善推進員活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児・学童期の児への食育活動（乳幼児健診・母子教室） 生活習慣病予防（結果報告会等） 高齢者の健康・食生活（サロン等） 回数 集会113回（1456人） 訪問86回（221人） ・乳児期から始める生活習慣病予防、ロコモ・フレイル事業の推進、高齢者の健康・食生活改善等を重点的に行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課 保険衛生チーム

3-3 思春期対策

【現状と課題】

思春期は、過度のダイエットや夜更かしといった日常生活上のことだけでなく、喫煙や飲酒、性に関する問題行動や、最近問題となっている薬物乱用まで、子どもたちを取り巻く状況は決して楽観視できるものではありません。

思春期の子どもたちが、これらのリスクについて理解し、適切な対応を取ることができるようにするため家庭、学校、地域が一体となって見守ることが大切です。パソコンや携帯電話の急速な普及により、インターネットの掲示板やSNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）の利用によるいじめやトラブルなど、大人から見えにくい形での新たな有害環境課題が発生しています。

また、子どもたちの身近な場所において、性や暴力等に関する情報が容易に入手できる環境にあり、子どもに対する悪影響が懸念されています。

インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、子どもが利用する携帯電話におけるフィルタリングソフト・サービスなどの普及に努めるとともに、地域や学校、家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりが必要です。

【思春期対策に関わる主な施策・事業】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	性に対する正しい知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> 各学校では、「性に関する指導の全体計画」を作成し、重点目標を掲げ、保健領域の授業や各教科等の授業と関連付けながら児童生徒への指導の充実と保護者への啓発に努めています。また、「学校保健年間計画」を作成し、計画的な発達段階に応じた保健指導を行っています。さらに、学校保健委員会や児童生徒保健委員会を通して保健に関する関心を高めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 教育総務チーム
2	思春期の子どもへの心のケアに関する支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各学校では、県のスクールカウンセラーや町のスクールソーシャルワーカーを要請し、児童生徒の状況に応じて相談できる体制を整備し、教育相談や家庭訪問など行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 教育総務チーム
3	喫煙・飲酒・薬物等に関する教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> 各学校において、児童生徒の心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を養うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 教育総務チーム

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
4	青少年を取り巻く環境浄化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・年4回、生活指導研究協議会や校外生活指導連絡会を実施しました。町内8校プラス南大隅高校の取り組みについて意見交換しました。 ・町内での青少年の現状を校種をこえて情報交換することで、系統的、広域的な指導が可能となります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 生涯学習チーム
5	青少年育成関係諸団体の連携（青少年健全育成町民会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・警察署員による講義で所管内の犯罪や青少年を取り巻く主たる犯罪を改めて認識し、防止するための話し合いを実施しました。 ・事件・犯罪を防止するためにも、学校だより等の機関紙のほか、色々な集まりの中で情報共有する機会を創設していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 生涯学習チーム
6	フィルタリング・ソフトまたはサービスの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・10月に町情報モラル教育講演会を開催し、情報モラルやネットトラブルに関する正しい知識を保護者・地域住民が学ぶ場を設定することができました。また、各学校においても、「生徒指導全体計画」をもとに、特別活動の時間に情報モラルに関する授業を行っています。 ・今後さらに情報化が進むと思われるので、情報モラル教育の充実は必要であると考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会 教育総務チーム

3-4 医療体制の充実

【現状と課題】

子どもを安心して産み育てるためには、医療体制の整備が不可欠です。

【医療体制の充実に関わる主な施策・事業】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	小児科医の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・現在も小児科医の確保に至っておりません。 ・乳幼児健診は鹿屋医療センターの小児科医に依頼しています。 ・平成30年6月より開始した小児科オンライン（小児科の医師）により、無料で相談できるサービスの紹介をしています。 ・小児科オンラインの利用状況・満足度なども勘案しつつ継続検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課 保険衛生チーム
2	日曜・祝祭日及び夜間当番医	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページで情報提供をしていくのが課題となっています。 ・肝属郡医師会、肝属郡薬剤師会の協力を得て、日曜・祝祭日の当番医制を行います。夜間については、大隅広域夜間急病センターで対応します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課 保険衛生チーム
3	子ども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年10月1日から非課税世帯の未就学児を対象に、県内の医療機関等の窓口での保険診療による一部負担金の無料化が始まり、利用が増加しました。課税世帯は、これまでどおり償還払いとなっています。 ・保護者の経済的負担の軽減を図り、医療費助成を行います。窓口無料化並びに適用とならないものなど、周知を徹底していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課 保険衛生チーム
4	不妊治療費助成制度の広報活動	<ul style="list-style-type: none"> ・広報による周知を実施しています。 ・特定不妊治療（体外受精・顕微授精）20万円 7件助成 ・不妊治療（人工授精・タイミング療法・排卵誘発法）5万円 8件助成 ・不妊に悩む夫婦に対し経済的負担の軽減を図り、少子化対策に努めるため、不妊治療費の助成を行っています。 ・引き続き広報活動を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保健福祉課 保険衛生チーム

基本目標4 職業生活と家庭生活の両立

現在の少子化の背景には、働き方をめぐる様々な課題があります。共働き世帯が増加しているにもかかわらず、働き方の選択肢が十分に整っていないことで、女性にとって未だに就労と出産・子育てが二者択一となっている状況が存在しています。男女がともに子育てを担い、職業生活と家庭生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けて子育て家庭・事業所・地域全体で推進していくことが求められています。

4-1 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

【現状と課題】

夫婦共働き世帯の増加や、子育て世代の男性の長時間労働の傾向が続く中、男女がともに働きやすく子育てしやすい環境づくりを進めることが求められています。育児・介護休業制度はあるものの、実際に育児休業を取得する父親は少ないのが現状です。企業にとっては、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現が企業の成長や業績に及ぼす成果を感じにくいいため、取組への動機づけが難しい状況にあります。

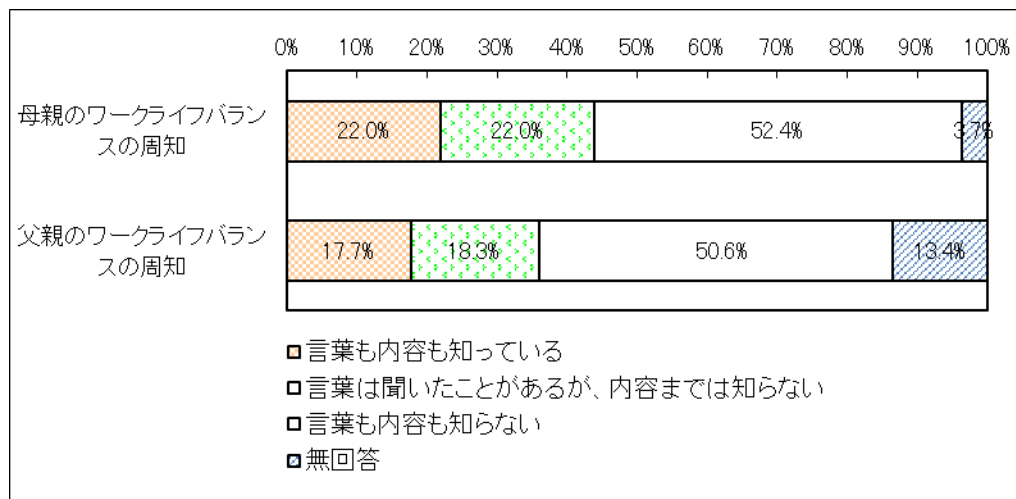
【アンケート結果の概要】

(1) 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の周知

母親では、「言葉も内容も知らない」が52.4%と最も多く、次いで「言葉も内容も知っている」と「言葉は聞いたことがあります、内容までは知らない」が22.0%の順となっています。

一方、父親では、「言葉も内容も知らない」が50.6%と最も多く、次いで「言葉は聞いたことがあります、内容までは知らない」が18.3%、「言葉も内容も知っている」が17.7%の順となっています。

図表4-10 仕事と生活の調和

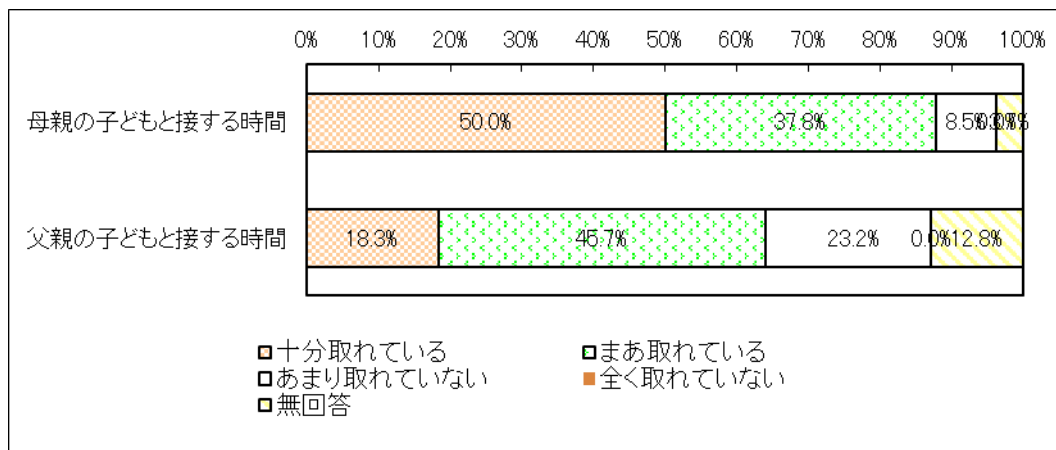


(2) 子どもと接する時間

母親では、「十分取れている」が50.0%と最も多く、次いで「まあ取れている」が37.8%、「あまり取れていない」が8.5%の順となっています。

一方、父親では、「まあ取れている」が45.7%と最も多く、次いで「あまり取れていない」が23.2%、「十分取れている」が18.3%の順となっています。

図表 4-11 子どもと接する時間



【 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直しに関わる主な施策・事業 】

施策・事業等	平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 町が行うあらゆる施策について、性別やライフスタイルの違いに対して、中立公平にその展開を図るとともに、セミナーなどを通じ、男女共同参画を推進します。 平成30年度には講演会「女性の活躍が未来を拓く懇話会」を開催いたしました。今後も講演会等の事業を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 総務チーム
2 ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発	<ul style="list-style-type: none"> 性別や年齢にとらわれず全ての人が、仕事時間と生活時間のバランスが取れる多様な働き方を選択できるようにするとともに、「働き方の見直し」を進めるために、ワーク・ライフ・バランスに関する広報啓発に努めます。 未実施です。今後検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興課
3 一般事業主行動計画等に関する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 一般事業主行動計画の策定に関して、事業主・労働者・地域住民に対する普及啓発に努めます。 未実施です。今後検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興課

4-2 仕事と子育ての両立の推進

【現状と課題】

子育ての第一義的な責任は保護者にあり、可能な限り子どもと一緒にいる時間を大切にする子育てを中心とした働き方や生き方について考えることが必要です。

しかしながら、景気の影響などによる共働き家庭の増加やひとり親家庭などによる保育ニーズなどの就労形態の多様化に対応できるよう、時間外保育や一時預かりなどの多様で弾力的な保育サービスの充実を図る必要があります。

【仕事と子育ての両立の推進に関わる主な施策・事業】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	時間外保育事業(延長保育・休日保育) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 現在の受入体制で対応可能です。休日保育については1か所で実施しています。 今後も現在の体制で実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 対象児童が小学校6年生まで拡充されたことでニーズに対応することができました。 今後、放課後子ども教室等との連携・一体的提供を検討していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム
3	一時預かり事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 大根占幼稚園の一時預かり事業(幼稚園型I)と大根占子育て支援センターを含めて4か所で実施しています。 今後も現時点の受入体制で問題なく対応できると考えています。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム
4	病児・病後児保育事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に病後児保育を開始しましたが、2か年ほどで従事看護師の退職があり閉鎖となりました。令和元年6月～令和2年3月までは、新しい看護師の確保により再開しています。 従事者により提供体制が左右される不安定さに課題は残るものの、継続実施を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム

基本目標5 子どもの権利を尊重する社会

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約で、18歳未満の児童(子ども)を「権利をもつ主体」と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。日本は1994年に批准しました。

様々な事情により支援の必要性が高い全ての子どもに対して、家族はもとより、地域や行政を含む全ての人や機関が手を差し伸べ、支えることが大切です。いじめや不登校、引きこもりなど、子どもをめぐる問題は数多くあり、このような課題に対しても適切な対応が迅速にできるよう体制を整えていく必要があります。

ひとり親家庭に対しては、親が安心して子育てをしながら就労できるよう、適切な支援と相談体制の充実を図らなければなりません。また、障がいにより、日常生活や社会活動で多くの制約を受けている子どもについては、ノーマライゼーションの理念の下、家庭や地域で安心して暮らせる地域社会づくりを行うことでその制約を少しずつでも取り除いていくことが大切です。

5-1 児童虐待防止対策の充実

【現状と課題】

令和元年6月19日に、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が成立し、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び関係機関間の連携強化等の所要の措置を講ずることとし、令和4年度までに子ども家庭総合支援拠点の全市町村設置に向けて、支援を拡充するとされています。

子どもたちへの虐待は、夫婦関係の不和などの家庭関係上のストレス、失業や借金などの経済的問題、保護者や子どもの健康問題、近隣からの孤立など、多くの課題が複合的に作用して発生するため、関係機関が家族の抱える課題について、一体となって家庭を支援することが大切です。

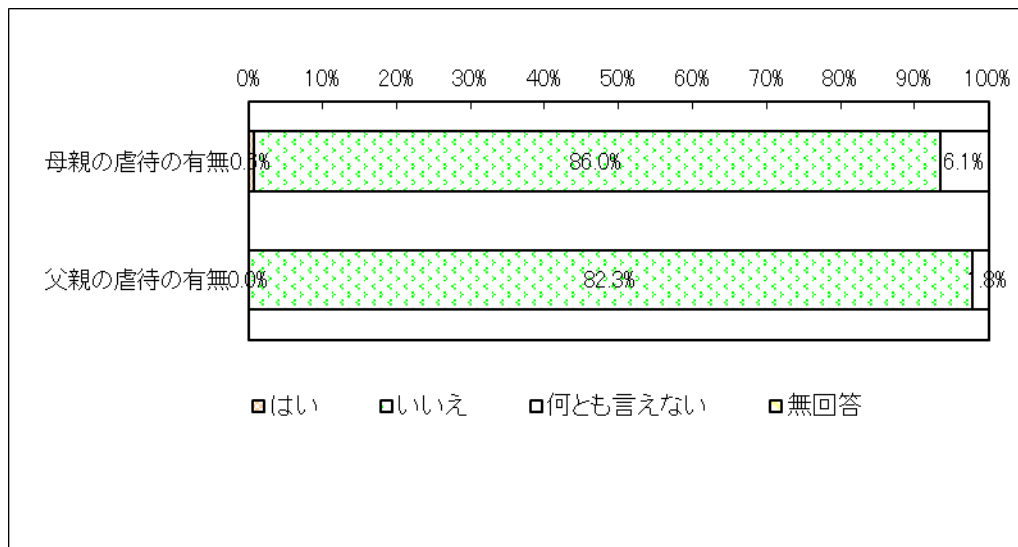
【 アンケート結果の概要 】

(1) 子どもを虐待していると思うことがあるかについて

母親では、「いいえ」が86%と最も多く、次いで「何とも言えない」が6.1%、「はい」が0.6%のとなっています。

一方、父親では、「いいえ」が82.3%と最も多く、次いで「何とも言えない」が1.8%のとなっています。

図表 4-12 子どもを虐待していると思うことがある



【 児童虐待防止対策の充実に関わる主な施策・事業 】

施策・事業等	平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センターの設置準備中で、更なる相談業務の充実に努めていきます。設置後は、一元的な対応を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム 保健福祉課 保険衛生チーム
2 要保護児童対策地域協議会の推進 (児童虐待防止ネットワーク)	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待に関する個別ケース会議を年数回必要に応じて開催してきました。 要保護児童対策地域協議会を開催し、虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム 保健福祉課 保険衛生チーム
3 母子健診時等における子どもの観察	<ul style="list-style-type: none"> 健診時における子どもの体や心の状態を観察し、子どもからのSOSに対し、目を配るよう努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム
4 相談・通報先の周知	<ul style="list-style-type: none"> 広報紙やホームページ等を通じて、虐待に対する相談先や通報先の周知を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム 保健福祉課 保険衛生チーム

5-2 子どもの貧困対策

【現状と課題】

貧困の状況にある子どもを支援する「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を踏まえて、様々な「子どもの貧困対策」について、関係各課と連携し貧困対策を推進していきます。

貧困の状況下で育った子どもが大人になっても貧困の状況から抜け出せないなど、いわゆる貧困の連鎖によって子どもたちの将来が閉ざされることは決してあってはなりません。

【子どもの貧困対策に関わる主な施策・事業】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	子どもの貧困の実態調査の実施 (新規事業)	・町内の子どもの貧困の状況を把握するため、子どもの貧困の実態調査の実施について検討していきます。	・保健福祉課 福祉チーム
2	子どもの居場所づくりの支援 (新規事業)	・子どもの居場所づくりに取り組みたい方々への情報提供、子どもの居場所の実施にあたっての周知への協力等を図っていきます。	・保健福祉課 福祉チーム
3	学習の支援	・就学や進学のための支援として、学習の支援を行っていきます。	・教育委員会 生涯学習チーム
4	就学援助の実施	・経済的理由により就学困難な小・中学生を支援するため、就学援助事業を行っていきます。	・教育委員会 教育総務チーム

5-3 ひとり親家庭への支援について

【現状と課題】

ひとり親家庭が増加している中で、子どもの健全な育成を図るためには、きめ細かな福祉サービスの展開に加え、自立に向けた就業支援を効果的に行う必要があります。母子家庭の母等の就業に向けた資格取得を支援するため、職業能力向上のための訓練や求職活動の相談等について、ハローワーク等と連携し、効果的に行う体制の充実に努めます。

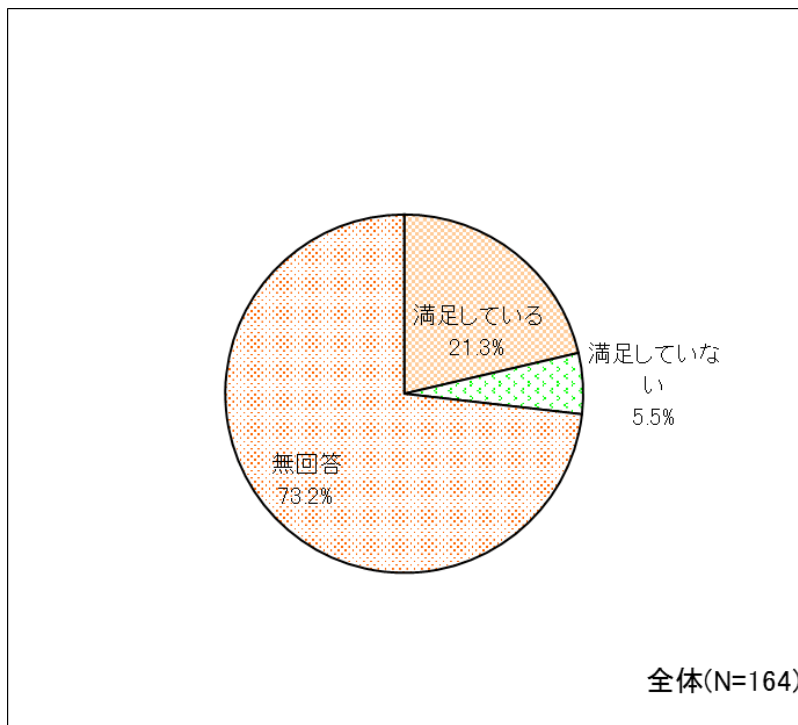
また、母子・父子福祉団体の自主的な活動を支援するとともに、育児・家事等の家庭機能を援護し、安定した生活を維持することが必要です。

【 アンケート結果の概要 】

(1) ひとり親家庭への支援について

「満足している」が21.3%、「満足していない」が5.5%となっています。

図表 4-13 ひとり親家庭への支援



【 ひとり親家庭への支援に関わる主な施策・事業 】

施策・事業等	平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1 保育所の優先入所	・保育所の優先入所については、現在待機児童がいないことから、実施していません。今後、必要性がある場合に検討することとします。	・保健福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
2 各種申請手続き時の相談体制の充実	・母子・父子世帯に関わる各種手当や、医療費助成、福祉資金貸付について申請がありました。今後も充実していきます。	・保健福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
3 児童扶養手当支給事業（県事業）	・新規認定7件、再認定1件、支給件数62件。引き続き支給を行っていきます。	・保健福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム
4 ひとり親家庭医療費助成事業	・受給資格者数175人、助成延件数1,342件、負担額3,176,172円。引き続き支給を行っていきます。	・保健福祉課 福祉チーム ・住民生活課 民生チーム

5-4 障がい児施策の充実

【現状と課題】

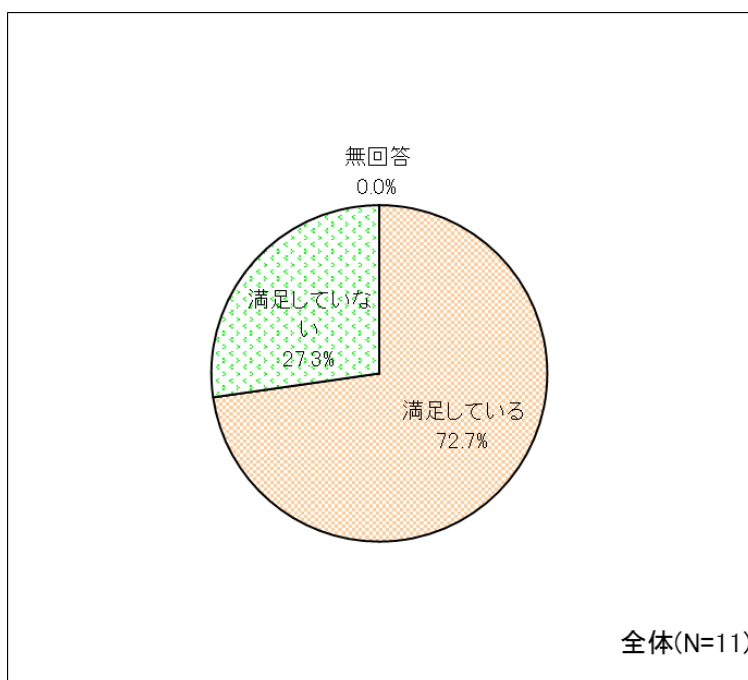
障がいのある子どもが地域の中で健やかに育つために、障がいのない子どもと共に成長できるよう配慮するとともに、親子の意向を尊重し、一人ひとりの障がいの状況に応じた適切な保育、教育を行うよう努める必要があります。

【アンケート結果の概要】

(1) 障がいのある子どもの保護者への支援について

「満足している」が72.7%、「満足していない」が27.3%となっています。

図表 4-14 障害のある子どもの保護者への支援



【障がい児施策の充実に関わる主な施策・事業】

施策・事業等	平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1 乳幼児健診の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診の問診票の見直しを行い、発育・発達状況の確認と疾病の早期発見及び育児不安の軽減や解消を図れるよう実施しています。 上記について引き続き実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム
2 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 様々な要因によって発生する問題の解決を図るため専門的な情報の提供や相談・支援を行い、相談業務の充実に努めています。 家庭における保護者の養育態度・環境など様々な要因によって発生する児童に関する問題の解決を図るため専門的な情報の提供や相談・支援を行い、相談業務の充実に努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム 保健福祉課 保険衛生チーム

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
3	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 地域子育て支援センター、保育所、幼稚園、学校、県児童相談所等との情報提供や支援を行うため、連携を図ることができました。 今後も連携を図っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
4	障害児保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ひかり保育園1名、川原保育園1名実施。今後も必要に応じ受け入れられるように努めます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
5	校内支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 各学校では、計画的に校内教育支援委員会を実施し、障がいのある児童生徒のよりよい教育の場を検討しています。また、気になる児童生徒については、「個別支援計画」を作成し、一人一人の実態に応じた体制の整備に努めています。 引き続き実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会学校教育チーム
6	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 学校の規模や児童生徒の実態に応じ、学習支援員(8名)及び複式支援員(4名)を配置し、支援が必要な児童生徒の教育支援を行っています。また、町教育支援委員会から、各学校の校内教育支援委員会の実施を依頼し、適切な教育支援相談体制づくりに努めています。 引き続き実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会学校教育チーム
7	関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> 各学校では、年1回鹿屋養護学校から講師を招き、巡回相談や特別支援教育に関する研修を実施しています。また、日頃の授業においても、特別支援の観点から、一人一人の子どもの実態に寄り沿った支援に努めています。 引き続き実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会教育総務チーム
8	障害児通所サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> 19名が利用。指導等を行い実施しています。利用の助成を行うことにより、保護者の負担軽減も図られています。 引き続き事業の推進を図ります。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
9	補装具、日常生活用具の給付	<ul style="list-style-type: none"> 補装具5件、日常生活用具1件の給付を行い、負担軽減も図られました。引き続き給付を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム
10	特別児童扶養手当(県事業)	<ul style="list-style-type: none"> 新規認定1件、再認定3件、支給件数13件。引き続き支給を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム 住民生活課民生チーム
11	障害児福祉手当(県事業)	<ul style="list-style-type: none"> 8名に対して手当を支給しています。新規申請はありませんでした。引き続き支給を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム 住民生活課民生チーム
12	重度心身障害者等医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 8名の児童に対して医療費の一部を助成し、負担軽減を図られています。引き続き助成事業を行っていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課福祉チーム 住民生活課民生チーム

5-5 子育て家庭の負担軽減

【現状と課題】

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートし、幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子どもたち、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が無料になりました。

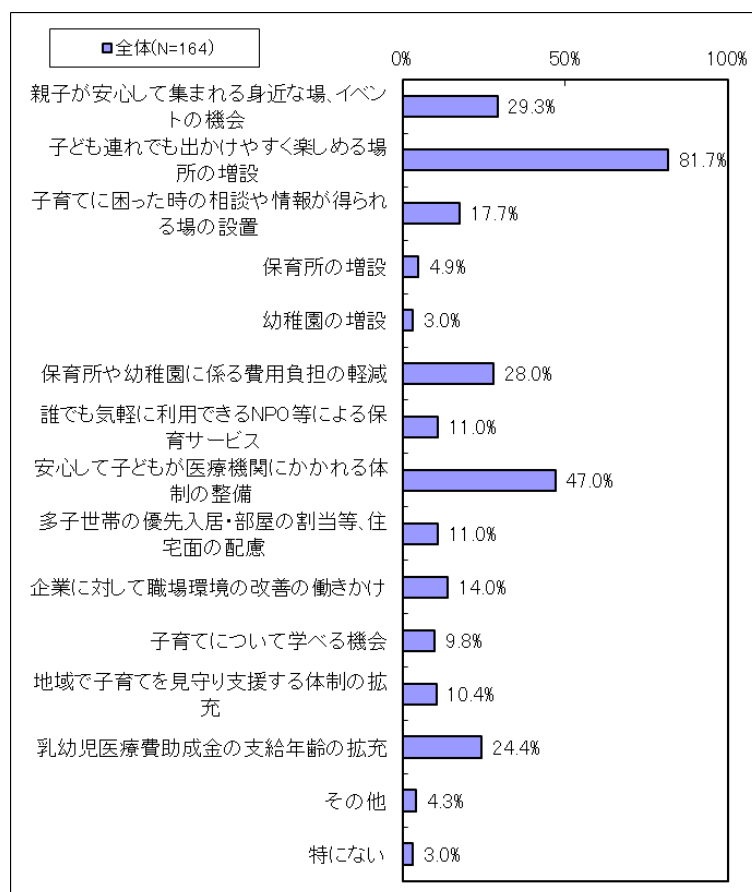
ただし、実費として徴収される費用（通園送迎費、給食費、行事費など）は無償化の対象外となっていますが、本町では、副食費については、無償としています。

【アンケート結果の概要】

(1) 充実を図ってほしいと思う子育て支援について

「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所の増設」が81.7%で第1位、「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」が47.0%で第2位などとなっています。

図表 4-15 充実を図ってほしいと思う子育て支援



【 子育て家庭の負担軽減に関わる主な施策・事業 】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	子ども医療費助成事業	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年10月1日から非課税世帯の未就学児を対象に、県内の医療機関等の窓口での保険診療による一部負担金の無料化が始まり、利用が増加しました。課税世帯は、これまでどおり償還払いとなっています。 保護者の経済的負担の軽減を図り、医療費助成を行います。窓口無料化並びに適用とならないものなど、周知を徹底していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム 住民生活課 民生チーム
2	保育所・幼稚園の保育料助成 (新規事業)	<ul style="list-style-type: none"> 令和元年10月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。無償化の対象とならない給食費などについては、錦江町独自の少子化対策を実施しています。本制度は、事業効果等を検証して見直しを検討します。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 福祉チーム 教育委員会 教育総務チーム
3	すくすくベビー券支給事業	<ul style="list-style-type: none"> 錦江町に3か月以上居住し、錦江町に住民登録をした新生児を養育する保護者(税金・保育料等に滞納がない場合)、出産後に町内で使用できる商品券(24,000円分)を配布しています。 新生児の子育てを応援するため、おむつ・ミルク・洋服等のベビー用品購入券を交付します。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム
4	障害児保育事業 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ひかり保育園1名、川原保育園1名実施。今後も可能な限り受け入れられるように努めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健福祉課 保険衛生チーム
5	町就学援助費支給事業	<ul style="list-style-type: none"> 小・中学校の入学前に、新入学用品費の支給を行い、入学前の保護者の負担の軽減に取り組みました。 引き続き実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 教育総務チーム
6	町奨学資金貸付事業	<ul style="list-style-type: none"> 経済的理由によって、高校・大学への進学が困難な生徒に対し、学費等の貸付を行うことにより、安心して進学が出来る環境を目指します。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 教育総務チーム
7	町就園奨励費支給事業(新制度に移行しない幼稚園)	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度も就園奨励費を交付し、幼児教育の円滑な運営を図りました。 国の幼児教育・保育の無償化に伴い、制度の見直しを行い、子育て支援施策を展開します。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 教育総務チーム

基本目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

子どもを安心して生み育てるための住環境、道路・交通環境等の整備や、子どもの安全を確保するための交通安全教育や犯罪の未然防止の取組を進めます。

6-1 良質な居住環境の確保

【現状と課題】

ベビーカーや荷物などの階段昇降をはじめ、最近では、赤ちゃんや子どもの声を生活騒音と捉えられるなど子育て家庭の居住環境には多くの制約があり、良質なファミリー向け賃貸住宅の確保などの取組が必要です。

本町では良質な住宅の確保として、町営住宅の建て替え等は住宅マスタープランを基に、随時建て替え等を実施するとともに、親子がともに楽しい時間を過ごすことのできる住環境整備として、道の駅トイレのバリアフリー改修など、子育てしやすいまちづくりに取り組んでいます。

【良質な居住環境の確保に関わる主な施策・事業】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	新築住宅に対する固定資産税の減免	・7件減免中。新築後転入した場合、町外業者も対象としています。地方税法による新築住宅軽減が延長された場合は引き続き実施します。	・住民税務課 税務チーム
2	町営住宅の建設	・建設予定の事例はありません。今ある住宅の長寿命化を図りながら建て替えを検討します。	・建設課 住宅チーム
3	町営住宅の優先入居	・定住促進住宅・若者住宅への入居を行いました。 ・子育て世代の住居の安定を図るため、小さな子どものいる世帯に対する町営住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等に取り組めます。	・建設課 住宅チーム
4	公共施設のバリアフリー化	・住宅の外壁改修等に合わせ、階段及びトイレ、風呂場への手摺設置を行いました。 ・今後も継続して取り組んでいきます。	・建設課、 各施設担当課
5	子育て世帯にやさしいトイレ等の整備	・総合交流センターの1階に授乳・沐浴のできる場を設置しています。	・各施設担当課
6	児童公園等の整備・充実	・児童公園は、年間を通して草刈りや清掃を行い、町民が使いやすい環境を整えてきました。また、遊具については、再点検をしましたが結論が出なかったため令和元年度に撤去か再整備かの検討を行っていきます。	・保健福祉課 福祉チーム

6-2 安全・安心のまちづくりの推進

【現状と課題】

安全で住みよい町づくりは、すべての町民の願いではありますが、複雑多様化する社会において犯罪はますます巧妙化、増加傾向にあります。

子どもたちを取り巻く環境は、乱暴や性的いたずらの目的の犯罪事例などがあり、これらを防ぐため、保護者やPTA等の学校関係者、地域が連携し、犯罪防止対策に取り組むことが必要です。

【安全・安心のまちづくりの推進に関わる主な施策・事業】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	防犯に関する普及啓発活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> 警察からのうそ電話詐欺、架空請求、つきまとい等の事案情報により防災無線による注意喚起の放送を実施しています。 継続して実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 総務チーム
2	防犯協会への協力	<ul style="list-style-type: none"> 南隅防犯組合連合会への運営補助や同会発行の広報誌を毎月自治会長便で各世帯へ配布し防犯啓発を実施しました。 継続して実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 総務チーム
3	子ども110番の家	<ul style="list-style-type: none"> 町民の協力により、「子ども110番の家」を警察署がお願いしています。各学校では「子ども110番の家」と連携を取って防犯活動しています。 「子どもSOSの家」として通学途中のトイレ借用依頼（謝金対応）をしました。 今後も各学校において、「子ども110番の家」、「子どもSOSの家」と連携を取った活動を展開していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会 教育総務チーム
4	なんごう交通・防犯少年団への支援	<ul style="list-style-type: none"> 少年団へ帽子、ベストの助成を南隅防犯組合連合会を通じ実施し、街頭キャンペーンや防犯イベントへ参加協力を行いました。 継続して実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 総務チーム
5	長期休暇における啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 長期休暇期間は各学校の児童・生徒が、夏17時30分、冬16時30分、春17時に早期帰宅、家事の手伝い等の放送を実施しました。 継続して実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> 総務課 総務チーム

*いか・の・お・す・しとは

誘拐などから子ども自身が身を守るための行動をまとめた標語。「知らない人についていかない」「他人の車にのらない」「**お**おごえを出す」「**す**ぐ逃げる」「何かあったらすぐ**し**らせる」の一部をつなげたもの。平成16年(2004)に東京都と警視庁が考案。

6-3 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

【現状と課題】

近年、道路交通網の整備、車の増加により交通事故の発生件数も増加しています。

子どもを交通事故から守るため、幼児・園児・小学生を対象とした歩行者・自転車利用者向け交通安全教室を実施、安全活動を推進する必要があります。

また、毎年、通学路安全推進会議・スクールガードなどに取り組み、危険個所と判断された場所の改修、関係機関への要望など子どもたちの安全確保が必要です。

【子どもの交通安全を確保するための活動の推進に関わる主な施策・事業】

施策・事業等		平成30年度事業実績・施策の方向性	担当課
1	交通安全対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ロードミラー設置を、新規：4基、改修：5基、調整：9基を実施。その他、年末にミラー等の清掃を実施。今後も、随時危険箇所に対し、カーブミラーの設置、ガードレールの設置や横断歩道の塗り替えを、優先順位を決めて実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 総務チーム
2	交通安全教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・交通安全さわやか号：交通安全講話や自動車運転技能訓練等 4回実施。 ・交通安全ひまわり号：幼稚園児を対象とした交通教室 2回実施。 ・法令講習会：7地区で実施。 ・今後も、各年代に対応した講習会等を継続して実施していきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 総務チーム
3	交通指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・街頭立哨を春・秋・年末年始の交通安全運動期間と、毎月1日、10、20日に実施。 ・今後も、継続して、街頭指導を行い、交通安全に努めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 総務チーム
4	チャイルドシートの装着・普及の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・希望者に対し、無料貸出を行っています。 ・今後も、継続して、チャイルドシートレンタル制度の活用を促していくとともに、チャイルドシート着用の啓発に努めていきます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 総務チーム

第 5 章

事業計画

第5章 事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援事業計画では、市区町村において「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられており、この「教育・保育提供区域」に基づき、同事業計画に「量の見込み」および「確保方策」を記載するとともに、地域型保育事業の認可の際の需給調整を判断することとされています。

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を通じた共通の区域として、「町全域を1区域」と設定することとします。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策及び提供時期

2-1 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

町では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

町に居住する子どもについて、「現在の教育・保育施設等(幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設)の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

◆教育・保育の認定区分（再掲）

令和元年10月1日からの無償化の実施に伴い、従来の1号認定・2号認定・3号認定に加え、「新1号認定」「新2号認定」「新3号認定」が新設されています。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で2号認定以外の子ども。保育の必要性なし。(教育標準時間)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。保育の必要性あり。 (保育標準時間・保育短時間)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。保育の必要性あり。 (保育標準時間・保育短時間)	保育所 認定こども園 小規模保育園
新1号認定	満3歳以上で、新2号認定、新3号認定以外の子ども(時間区分なし)	幼稚園
新2号認定	4月1日時点で満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども。保育の必要性あり。 (時間制限なし)	保育所 認定こども園 認可外保育施設
新3号認定	4月1日時点で満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた住民税非課税子ども。保育の必要性あり。 (時間制限なし)	一時保育 預かり保育 病児保育

2-2 計画期間における児童人口推計

町では、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

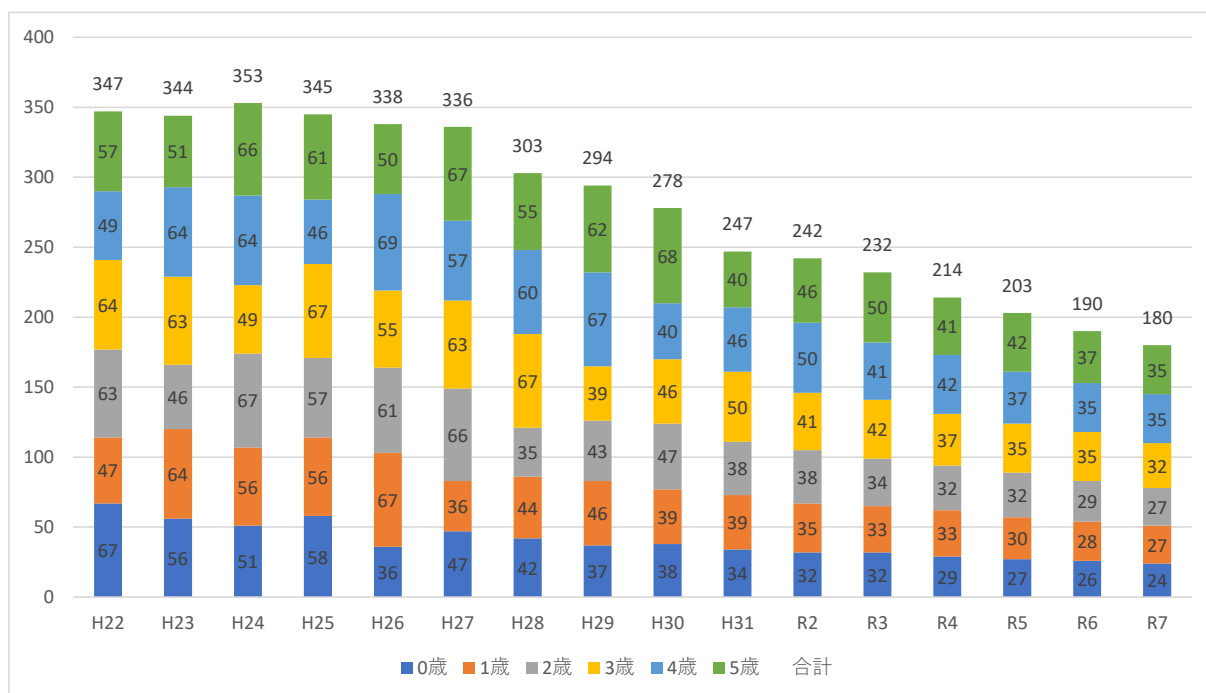
(1) コーホート変化率法による推計

錦江町の児童人口は、平成30年以降も減少傾向で推計されています。計画期間最終年度の令和6年度は449人となっています。

年齢	実績値	推計値					
	平成30年	令和1年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	38	34	32	32	29	27	26
1歳	39	39	35	33	33	30	28
2歳	47	38	38	34	32	32	29
3歳	46	50	41	42	37	35	35
4歳	40	46	50	41	42	37	35
5歳	68	40	46	50	41	42	37
0～5歳	278	247	242	232	214	203	190
6歳	58	67	39	45	49	40	41
7歳	58	58	67	39	45	49	40
8歳	65	56	56	65	37	43	47
9歳	46	62	53	53	61	34	39
10歳	58	46	62	53	53	61	34
11歳	54	57	45	60	51	51	58
6～11歳	339	346	322	315	296	278	259
合計	617	593	564	547	510	481	449

*各年4月1日

図表5-1 児童人口のうち0～5歳人口推計



2-3 現在の教育・保育利用状況と今後の推計

現在の教育・保育利用状況の実績値と計画期間における推計値は減少傾向となっています。平成31（令和1）年度は見込み値です。（平成はH、令和はRと表記しています。）

区分	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
①1号認定（3～5歳児） 教育ニーズ	76	74	71	54	76	77	74	65	64	60
②うち2号認定（3～5歳児） 教育ニーズ	0	34	42	46	45	14	14	12	12	11
③2号認定（3～5歳児） 保育ニーズ	79	64	83	83	57	35	34	31	29	28
④3号認定（0歳児） 保育ニーズ	27	21	17	17	8	8	8	7	6	6
⑤3号認定（1～2歳児） 保育ニーズ	84	65	60	60	35	33	30	30	28	26
合計	266	224	231	214	176	153	146	133	127	120

2-4 計画期間中の教育・保育の量の見込み

設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設および地域型保育事業による確保の内容および実施時期（確保方策）」を設定します。

令和2年度における錦江町の教育・保育の見込みは年間153人の利用が見込まれます。

図表5-2 教育・保育の量の見込み

計画期間中の教育・保育の量の見込み						
1号認定+2号認定 (教育ニーズ)	うち2号認定 (教育ニーズ)	2号認定 (保育ニーズ)	3号認定			計
		3～5歳 保育の必要あり	0歳 保育の必要あり	1～2歳 保育の必要あり	0～3歳 合計	
3～5歳 (学校教育のみ)+(保育の 必要性があるが教育の利用 希望が強い)						
77人	14人	35人	8人	33人	41人	153人

2-5 1号認定+2号認定(教育ニーズ)の確保方策

1号認定+2号認定(教育ニーズ)は、幼稚園及び認定こども園にて対応します。

錦江町の幼稚園、認定こども園の利用定員数は計画期間当初は135人、計画期間中間年度には認定こども園への施設移行等により65人を予定しています。

1号認定+2号認定(教育ニーズ)の利用定員数は、量の見込み77人を満たしており、確保方策は十分であることが予想されます。

図表5-3 1号認定+2号認定(教育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	77人	74人	65人	64人	60人
②確保方策 (利用定員数)	135人	135人	65人	65人	65人
②-①過不足	58人	61人	0人	1人	5人

2-6 2号認定(保育ニーズ)の確保方策

2号認定(保育ニーズ)は、「保育所」及び「認定こども園」にて対応します。

錦江町の保育所、認定こども園の利用定員数は計画期間当初は78人、計画期間中間年度は、認定こども園への施設移行等により68人を予定しています。

2号認定(保育ニーズ)の利用定員数は、計画期間当初には、量の見込み35人を満たすことが予想されます。

図表5-4 2号認定(保育ニーズ)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	35人	34人	31人	29人	28人
②確保方策 (利用定員数)	78人	68人	68人	68人	68人
②-①過不足	43人	34人	37人	39人	40人

2-7 3号認定(0歳児、1-2歳児)の確保方策

3号認定(0歳、1-2歳)は、「保育所」及び「認定こども園」にて対応します。

錦江町内の「保育所」、「認定こども園」の3号認定(0歳児)の利用定員数は計画期間当初は、8人、計画期間中間年度は7人であることから、3号認定(0歳児)の利用定員数は、計画期間中間年度には、量の見込みを満たすことが予想されます。

また、3号認定(1-2歳児)の利用定員数は計画期間当初は、33人、計画期間中間年度はおおむね30人であることから、3号認定(1-2歳児)の利用定員数は、計画期間中間年度には、量の見込みを満たすことが予想されます。

図表 5-5 3号認定(0歳児、1-2歳児)量の見込み・確保方策

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	8人	33人	8人	30人	7人	30人	6人	28人	6人	26人
②確保方策 (利用定員数)	17人	55人	14人	48人	14人	48人	14人	48人	14人	48人
②-①過不足	9人	22人	6人	18人	7人	18人	8人	20人	8人	22人

2-8 保育利用率の目標設定について

子ども・子育て支援事業計画では、3号に該当する子どもについて、子どもの総数に占める保育の利用定員数の割合である「保育利用率」にかかる各年度の目標値を定めることとされています。この「保育利用率」の目標値については、以下のとおり設定します。

各年度における「保育利用率」は、各年度の推計児童数に占める確保方策「3号認定(0歳児・1-2歳児)量の見込み・確保方策」の「確保方策(利用定員数)」欄に記載した利用定員数の割合とします。目標値は、第1期計画の73.8%を継承します。保育利用率は、令和4年度において達成できる見込みとなっています。

*保育利用率=3号子どもに係る保育の利用定員数/満3歳未満の子どもの数全体

図表 5-6 3号認定 保育利用率の目標値

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①保育目標値	73.8%	73.8%	73.8%	73.8%	73.8%
②保育利用率	68.6%	62.6%	66.0%	69.7%	74.7%
確保方策 (定員数)	72人	62人	62人	62人	62人
児童推計値 (0~2歳児)	105人	99人	94人	89人	83人

3. 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策及び提供時期

3-1 時間外保育事業（延長保育事業）

仕事と生活の調和を実現させるため、保護者の就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が求められており、延長保育事業の拡充に努めます。

また、町内施設事業者と協議し、町内1か所において休日保育を実施していますが、今後については、休日保育の需給状況や休日に従事する職員の確保状況等を総合的に勘案していくこととします。

図表 5-7 時間外保育事業（延長保育事業）の確保方策

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人/日)		6,812	6,674	6,398	5,902	5,599
確保方策	②(人/日)	6,812	6,674	6,398	5,902	5,599
	施設数	4	4	4	4	4
過不足②-①		0	0	0	0	0

3-2 一時預かり事業

保護者の一時的な保育負担の軽減などのサービスが求められており、錦江町内において一時預かりの拡充に努めます。

図表 5-8 一時預かり事業の確保方策

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
量の見込み	①1号認定による利用(人/日)	10,030	10,104	9,809	8,850	8,408	
	②2号認定による利用(人/日)	2,596	2,615	2,538	2,290	2,176	
	③上記以外(人/日)	180	180	180	180	180	
確保方策	在園児対応型	④(人/日)	12,626	12,719	12,347	11,140	10,584
		(施設)	1	1	1	1	1
過不足	在園児対応型を除く	⑤(人/日)	180	180	180	180	180
		(施設)	2	2	2	2	2
在園児対応型④-(①+②)		0	0	0	0	0	
在園児対応型を除く⑤-③		0	0	0	0	0	

3-3 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業の確保方策は、既存施設で十分対応可能であることから、今後も現状体制(2か所実施)を確保します。

図表 5-9 地域子育て支援拠点事業の確保方策

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人回/月)		329	322	309	285	270
確保方策	②(人回/月)	329	322	309	285	270
	(箇所)	2	2	2	2	2
過不足②-①		0	0	0	0	0

3-4 病児・病後児保育事業

保護者の子育てと就労の両立を支援する点から、病児・病後児保育のニーズが高まっており、保育関係者、医療関係者も含めた対応を検討し、安心な医療体制に努めます。

図表 5-10 病児・病後児保育事業の確保方策

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人/日)		100	100	100	100	100
確保方策	②(人/日)	100	100	100	100	100
	箇所数	1	1	1	1	1
過不足②-①		0	0	0	0	0

3-5 利用者支援事業

妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に保健師、助産師などの専門家が相談、支援を実施し、必要に応じて個別プランを作成するなど、保健・医療・福祉などの関係機関による切れ目のない支援を行う事業を実施します。情報提供を行う窓口として地域子ども子育て支援拠点事業1か所と役場窓口(本庁・支所)を検討します。

また、単なる情報提供の場でなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携、調整、活動情報の提供や発信など、利用者にはわかりやすく伝わるよう工夫していきます。

図表 5-11 利用者支援事業の確保方策

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(窓口数)		2	2	2	2	2
確保方策	②(窓口数)	2	2	2	2	2
過不足②-①		0	0	0	0	0

3-6 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）

平成27年度より放課後児童健全育成事業を町内5か所で実施し、住民ニーズに対応します。また、平成31年度よりスタートした「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、学童保育クラブと放課後子供教室の計画的な整備を検討し、今後も各地域において必要な方が支援を受けられるよう努めます。

図表 5-12 放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）の確保方策

区 分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の 見込み	小学1年生利用希望数（人）	8,832	8,389	7,795	6,806	5,581
	小学2年生利用希望数（人）	6,477	6,152	5,717	4,992	4,093
	小学3年生利用希望数（人）	6,083	5,778	5,369	4,688	3,844
	低学年利用希望数計（人）	21,392	20,319	18,881	16,486	13,518
	小学4年生利用希望数（人）	2,945	2,797	2,599	2,269	1,861
	小学5年生利用希望数（人）	785	746	693	605	496
	小学6年生利用希望数（人）	590	560	521	455	373
	高学年利用希望数計（人）	4,320	4,103	3,823	3,329	2,730
	①利用希望者数計（人）	25,712	24,422	22,694	19,815	16,248
確保 方策	小学1年生利用希望数（人）	8,832	8,389	7,795	6,806	5,581
	小学2年生利用希望数（人）	6,477	6,152	5,717	4,992	4,093
	小学3年生利用希望数（人）	6,083	5,778	5,369	4,688	3,844
	低学年利用希望数計（人）	21,392	20,319	18,881	16,486	13,518
	小学4年生利用希望数（人）	2,945	2,797	2,599	2,269	1,861
	小学5年生利用希望数（人）	785	746	693	605	496
	小学6年生利用希望数（人）	590	560	521	455	373
	高学年利用希望数計（人）	4,320	4,103	3,823	3,329	2,730
	②利用希望者数計（人）	25,712	24,422	22,694	19,815	16,248
過不足②-①（人）		0	0	0	0	0
実施個所数		5	5	5	5	5

3-7 妊婦健康診査

妊婦健康診査の確保方策は、本庁・支所において、母子健康手帳交付時に受診券を配布するとともに、妊婦健康診査の内容や必要性について周知を図り、医療機関受診を促進します。

図表 5-13 妊婦健康診査の確保方策

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保 方策	①量の見込み(人回)	32	32	29	27	26
	②(人回)	32	32	29	27	26
	受診券配布窓口	2	2	2	2	2
過不足②-①		0	0	0	0	0

3-8 乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業の確保方策は、町内2か所に対応します。

図表 5-14 乳児家庭全戸訪問事業の確保方策

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	32	32	29	27	26
確保 方策	②(人)	35	35	35	35
	対応箇所	2	2	2	2
過不足②-①	3	3	6	8	9

3-9 子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ事業)

ニーズ調査結果より、量の見込みはなく、事業実施の予定はありませんが、本庁及び支所の2か所を窓口として、児童相談所や近隣市等の関係機関(社会福祉法人林愛会 児童養護施設 大隅学舎(鹿屋市)、社会福祉法人潤心会 児童養護施設 かのや乳児院(鹿屋市))と連携し対応を行います。

図表 5-15 子育て短期支援事業の確保方策

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保 方策	②(人)	0	0	0	0
	対応箇所	2	2	2	2
過不足②-①	0	0	0	0	0

3-10 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、家事や子どもの保育を行う事業です。今後、本庁・支所を中心として事業の実施を検討します。

図表 5-16 養育支援訪問事業の確保方策

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	0	0	0	0	0
確保 方策	②(人)	0	0	0	0
	対応箇所	2	2	2	2
過不足②-①	0	0	0	0	0

3-1-1 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

ニーズ調査結果より、量の見込みは得られなかったため、現時点においては事業実施の予定はありませんが、「地域」での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業であり、適宜、住民ニーズを把握し、必要に応じて事業の検討を行います。

図表 5-17 子育て援助活動支援事業の確保方策

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人日)	0	0	0	0	0
②確保方策(人日)	0	0	0	0	0
過不足②-①	0	0	0	0	0

3-1-2 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。国の動向に応じ助成を実施していきます。

令和元年10月に幼児教育・保育の無償化に伴い、新たな補足事業として「未移行幼稚園」における副食費に要する費用については、国が一部を補助し、本町が残り部分を補助することで、保護者負担がない状況とすることになりました。

3-1-3 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

①巡回支援

新規参入施設等の事業者への支援について、本町の教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、町内既存施設による対応で充分であり、現時点において新規参入事業者に対する巡回支援の検討・実施は予定していません。

②特別支援

認定こども園において、2人以上の障害児（対象障害児以外も含む）を受け入れていることが補助対象及び補助要件となります。特別支援が特に必要な子どもに対する支援として、今後の国の方針を踏まえ検討します。

4. その他の項目

4-1 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう幼稚園、保育所等の施設の意向に則し、認定こども園の移行に必要な施設整備の促進や情報提供を行い、認定こども園の普及を図ります。令和2年度から川原保育園が「幼保連携型認定こども園」に移行することにより、十分な対応が可能となります。

4-2 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的実施（新・放課後子ども総合プラン）

全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とし、令和1（平成31）年度から5年間を対象とする「新・放課後子ども総合プラン」が国から公表されました。錦江町においても、放課後児童クラブの待機児童の解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等図ります。

①放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

図表 5-18 放課後児童クラブの見込み及び目標整備量（再掲）

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	25,712	24,422	22,694	19,815	16,428
利用者数(人)①	25,712	24,422	22,694	19,815	16,248
施設数箇所	5	5	5	5	5
確保方策	25,712	24,422	22,694	19,815	16,428
利用者数(人)②	25,712	24,422	22,694	19,815	16,428
施設数箇所	5	5	5	5	5
過不足②-①	0	0	0	0	0

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

図表 5-19 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の目標事業量

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数(箇所)	0	0	0	0	0
定員数(人)	0	0	0	0	0

③放課後子ども教室の令和6年度までの実施計画

図表 5-20 放課後子ども教室実施計画

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置数(箇所)	0	0	0	0	0
定員数(人)	0	0	0	0	0

④放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策

「放課後子どもプラン」の基本的考え方において、放課後児童クラブ対象児童に対する現行水準と同様のサービス（適切な指導員の配置、専用のスペースの確保等）の提供が求められており、錦江町においても適切な指導員の配置を検討していきます。

⑤小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策

放課後子ども教室においては、特別教室や図書室、体育館、校庭等の多様なスペースを一時的に利用して、放課後子ども教室に放課後児童クラブが参加し、共通のプログラムを実施できるよう検討していきます。

⑥放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策

効果的な放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に関する検討の場として、教育委員会と福祉部局が連携を深め、関係各機関との間で共通理解や情報共有を図り、協議を行っていきます。

⑦特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室における障がいのある児童の受入れや虐待やいじめを受けた児童等の来所を促進し、特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごすことができるよう関係機関との連携を深めていきます。

⑧地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組み

平日、土曜日、日曜日・祭日は、利用意向を見ながら時間延長を検討していきます。

⑨各放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策

学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子ども教室及び福祉部局・団体との間で情報を共有し、地域に根差した居場所づくりを推進していきます。

⑩各放課後児童クラブにおける育成支援の内容の周知を推進させるための方策

各放課後児童クラブの運営会議等に、地域住民の代表者等の参画を依頼し育成支援の内容を共有するとともに、情報発信については、本町ホームページや広報誌等を通じた活動内容等の周知を図ります。

4-3 産前・産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所または地域型保育事業等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

川原保育園の大規模修繕の実施も予定するとともに、教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所の整備等の支援を行います。

4-4 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切にする働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取り組みを継続します。

また、父親が子育てに参加できるような各種講座を開催するなど、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境の整備に努めます。

4-5 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

①児童虐待防止対策の充実

児童虐待は、子どもの人権を侵害する深刻な問題であり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本町においても、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携による虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実し、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みを進めます。

また、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握し、養育支援事業につなげていきます。

②社会的養護体制の充実

本町では、保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し保護すると共に、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行う体制は整っていませんが、児童相談所や関係機関と連携し、社会的養護体制の構築を目指します。

③ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難なひとり親家庭への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

具体的には、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

④障害児施策の充実

障害児施策は、教育・保育等に携わるものの専門性の向上や、専門家の協力などにより、子どもが将来的に自立し社会参加するための力を培うため、各施策を連携し、総合的に推進します。

また、保護者への情報提供を行い、事業利用の円滑化を図ります。

多様な生き方・働き方が浸透する中、家族との時間を大切に作る働き方も重視されており、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を大切にできる職場環境づくりの促進に継続して取り組みます。

4-6 子育てのための施設等利用給付（新規）

子ども・子育て支援法の改正により、令和元年10月1日から幼児教育・保育の無償化が始まりました。子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する方が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受け、サービスを利用することになります。

図表 5-21 施設等利用給付

認定区分（支給要件）	保育必要量	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの。（新1号認定子ども）	認定不要	幼稚園、特別支援学校等
満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの。（新2号認定子ども）	認定不要	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの。（新3号認定子ども）	認定不要	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

第 6 章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進にあたり、子育て家庭、子育てに係る事業者・関係団体をはじめ、多くの住民と協力が重要であることから、策定した計画について、関係者や関係団体へ周知するとともに、ホームページなど様々な媒体を活用して、広く住民に周知します。

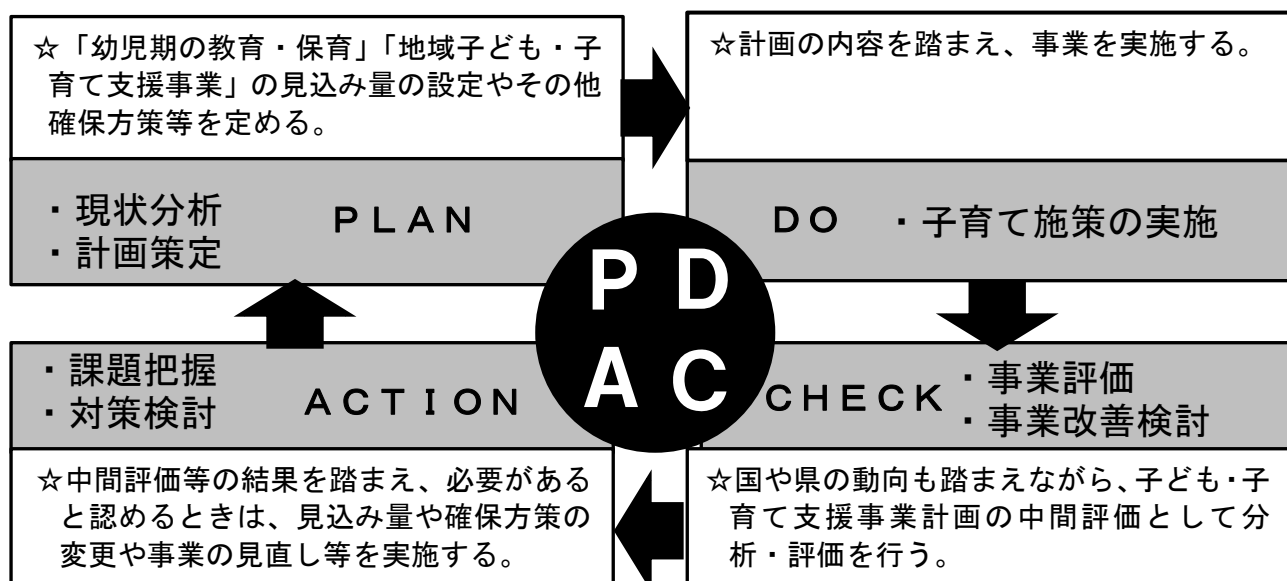
また、「子ども・子育て支援新制度」について分かりやすく知らせていくことが、安心した妊娠・出産・子育てに結び付いていくと考えられるため、子ども・子育て支援法について、国のパンフレット及びリーフレット等を活用し、情報提供に努めていきます。

2 計画の進行管理

この計画（Plan）の達成状況（利用定員数や施策取組）を得るためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCAサイクルによる適切な進行管理が重要となります。このため、計画内容の審議にあたった「錦江町子ども・子育て会議」において、毎年度事務局より提出される進捗状況の分析・評価について審議し、その結果を公表するとともに、適時、取組の見直しを行っていきます。

図表 6-1 計画の進行管理

点検・評価のプロセス（PDCA）



3 次世代育成支援対策行動計画関連事業の指標

(1) 計画レベルの指標

図表 6-2 計画レベルの指標

単位：％

指標	平成30年調査		目標・方向性	令和5年度数値目標	
	0～2歳児	3歳～5歳児		0～2歳児	3歳～5歳児
子どもの発育・発達の支援への満足度	- %	72.7%	増加	- %	80.0%

(2) 施策レベルの評価指標

① 「地域における子育ての支援」

図表 6-3 施策レベルの指標

単位：％

指標	平成30年調査		目標・方向性	令和5年度数値目標	
	0～2歳児	3歳～5歳児		0～2歳児	3歳～5歳児
①子育てについて気軽に相談できる人がいる割合	100%	94.6%	増加・維持	100%	95.0%
②地域の子育て支援サービス等の情報を得やすいと思う人の割合	56.3%	61.2%	増加	60.0%	65.0%
③配偶者（パートナー）が家事や育児を「よくやっている」とする割合	50.0%	47.3%	増加	55.0%	50.0%
④出産・育児に関する行政窓口や公的施設の窓口の対応を不満に思ったことがある人の割合	25.0%	16.3%	減少	20.0%	15.0%

② 「職業生活と家庭生活との両立の推進（ワーク・ライフ・バランス）」

図表 6-4 施策レベル指標

単位：％

指標	平成30年調査		目標・方向性	令和5年度数値目標	
	0～2歳児	3歳～5歳児		0～2歳児	3歳～5歳児
①「ワーク・ライフ・バランス」という言葉や内容も知っている人の割合	母親 28.1%	母親 20.2%	増加	30.0%	25.0%
	父親 21.9%	父親 17.1%		25.0%	20.0%
②子どもと接する時間を「十分取れている」とする人の割合	母親 71.9%	母親 41.9%	増加	75.0%	50.0%
	父親 25.0%	父親 17.1%		30.0%	20.0%

③「母性並びに乳児及び児童等の健康の確保及び増進」

図表 6-5 施策レベルの指標

単位：%

指標	平成30年調査		目標・方向性	令和5年度数値目標	
	0～2歳児	3歳～5歳児		0～2歳児	3歳～5歳児
①両親の体調が心身ともに快調の割合	母親 68.8%	母親 74.4%	増加	70.0%	75.0%
	父親 59.4%	父親 72.9%		60.0%	75.0%
②両親が朝食を毎日食べる割合	母親 71.9%	母親 76.7%	増加	75.0%	80.0%
	父親 43.8%	父親 56.6%		50.0%	60.0%
②就学前のお子さんが朝食をとる割合	81.3%	96.9%	増加	85.0%	98.0%
③子どもが1日に1回は家族と一緒に食事をしている割合	71.9%	98.8%	増加	75.0%	99.0%
④子どもが野菜をとるよう心がけている割合	78.1%	92.2%	増加	80.0%	95.0%
⑤おやつ決めの時間を決めている割合	31.3%	62.8%	増加	35.0%	65.0%
⑥子どもとよく話をしているとする割合	母親 81.3%	母親 93.8%	増加	85.0%	95.0%
	父親 65.6%	父親 77.5%		70.0%	80.0%
⑦子どもをよくほめているとする割合	75.0%	79.8%	増加	80.0%	80.0%
⑧かかりつけ医がいる割合	65.6%	89.9%	増加	70.0%	90.0%
⑨心肺蘇生法が出来る割合	28.1%	44.2%	増加	30.0%	50.0%

④「要保護児童等への対応等きめ細やかな取組の推進」

図表 2-21 施策レベル(要保護児童等への対応等きめ細やかな取組の推進) 単位: %

指標	平成26年調査		目標・方向性	令和5年度数値目標	
	0～2歳児	3歳～5歳児		0～2歳児	3歳～5歳児
①子どもの発育・発達に不安のある保護者への支援策に満足している割合	- %	72.7%	増加	- %	75.0%
②ひとり親家庭等への支援策に満足している割合	28.1%	20.2%	増加	30.0%	25.0%
③地域における子育て支援の充実の満足度	81.3%	82.9%	増加	85.0%	85.0%
④子どもの権利を尊重する社会の満足度	84.4%	83.8%	増加	85.0%	85.0%

第 7 章

資料編

資料編

1 子ども・子育て支援法の抜粋

(平成二十四年八月二十二日法律第六十五号)

平成三十年六月二十七日公布（平成三十年法律第六十六号）改正

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第三条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

一 子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

二 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ど

も・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

- 三 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。
- 2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。
- 3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第五章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項
- 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て

支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定制教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

- 三 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- 一 産後の休業及び育児休業後における特定制教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

- 二 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策と

の連携に関する事項

三 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。
- 6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第一百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第十七条第二項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第四項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かななければならない。
- 8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。
- 10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

2 錦江町子ども・子育て会議条例

(1) 錦江町子ども・子育て会議条例

平成25年6月20日

条例第38号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関として設置する錦江町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員12人以内をもって組織し、町長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、子育て会議の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、町長が行う。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

- 2 錦江町報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年錦江町条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中保育所及び幼稚園適正配置等懇話会委員の項の次に次のように加える。

子ども・子育て会議委員	日額5,200
-------------	---------

第2期錦江町子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

発 行 錦江町 保健福祉課
発行年月 令和2年3月
〒893-2392 鹿児島県肝属郡錦江町城元 963 番地
T E L 0994-22-3042 (代表)
U R L <http://www.town.kinko.lg.jp/>
